

海老名市教育委員会

(令和5年 4月 定例会議事日程)

日時 令和5年4月21日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

【報告事項】

- 日程第 1 報告第 6 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第 2 報告第 7 号 令和5年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第 3 報告第 8 号 令和5年度海老名市一般会計補正予算(第1号)のうち教育に関する部分に係る意見の申出について
- 日程第 4 報告第 9 号 相模原市立大野南中学校分校夜間学級における就学援助に係る費用負担に関する協定書の締結について
- 日程第 5 報告第 10 号 海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第 6 報告第 11 号 海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正について
- 日程第 7 報告第 12 号 中学校給食実施検討会の設置について
- 日程第 8 報告第 13 号 海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定について
- 日程第 9 報告第 14 号 海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱の一部改正について

【審議事項】

- 日程第 10 議案第 17 号 令和5年度(令和4年度対象)教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について

海老名市教育委員会

令和5年度 4月定例会

【教育長報告】



1 主な事業報告

令和4年度

- | | |
|-----------|---|
| 3月 6日 (月) | 教育委員会3月定例会
一般質問市長ヒアリング |
| 7日 (火) | 給食献立コンテスト教育長賞給食提供
特学親の会
外国語教育推進協議会 (書面開催) |
| 8日 (水) | 中学校卒業式 (今泉中学校)
教育課題研究会 |
| 9日 (木) | 文教社会常任委員会
学校用務員会議
部活動推進協議会
本郷石川栄一さん宅訪問 |
| 10日 (金) | 歯科医師会学校歯科医代表者との面談
学校管理職・行政職等人事異動内示 |
| 11日 (土) | 学校管理職・行政職等人事異動内示 |
| 12日 (日) | 海老名市スポーツ協会創立50周年記念祝賀会 |
| 13日 (月) | 市議会第1回定例会一般質問 (第1日目)
県央交流教職員面談 |
| 14日 (火) | 市議会第1回定例会一般質問 (第2日目)
臨時校長会議
新型コロナウイルス感染症学校市教委対策会議 |
| 15日 (水) | 市議会第1回定例会一般質問 (第3日目) |
| 17日 (金) | 小学校卒業式 (大谷小学校)
教育委員会3月臨時会
臨時最高経営会議
県教委インクルーシブ推進課担当部長面会 |
| 18日 (土) | 海老名市少年消防クラブ修了式 |



- 中学校給食説明会・試食会
- 19日(日) 中学校吹奏楽部功・コラさわやかコンサート
- 20日(月) 臨時校長会議
- 22日(水) 予算決算常任委員会文教社会分科会(予算審査)
海老名市交通安全対策協議会役員会
教頭人事交流予定者面接
リコージャパン面会
- 23日(木) 教育委員会3月臨時会
県教委人材確保・育成推進協議会(オンライン)
教頭人事交流予定者面接
- 24日(金) 第三学期修了式
朝のあいさつ運動(海老名小中学校)
県子ども子育て会議(オンライン)
最高経営会議
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
市SDGs推進本部会議
- 25日(土) 中学校軟式野球部太田市スポーツ交流遠征
- 27日(月) 令和5年度新採用教職員予定者希望研修
えびな支援学校交流教員面談
- 28日(火) 学校・地域ネットワークづくり運営委員会
スタートカリキュラム実施説明会
教科書事務担当者会
湘北教職員組合面会
- 29日(水) 市議会第1回定例会本会議(閉会)
ひびきあう教育実践委託事業費事務担当者会
県教委インクルーシブ推進課面談
- 30日(木) 学校管理職等内示
市道62号線延伸道路整備事業開通式
令和5年度南部スタディサポートに係る面談
国際ソロプチミスト役員面会
- 31日(金) 教育委員会辞令交付(退職・異動)
教職員辞令交付式(退職等)
酒井教育委員退任辞令交付式
職員退任式(酒井教育委員・教職員)



令和5年度

4月 3日 (月)

教職員辞令交付式
新採用教職員採用時研修会
海野教育委員辞令交付式
教育委員会辞令交付式
臨時最高経営会議
寄贈本受領面談

4日 (火)

教育委員会インスタグラム開始
教育委員会関連施設年度始めのあいさつ巡視
県央教育事務所所長年度始めのあいさつ来館
指導主事会議

5日 (水)

えびな支援学校訪問 (新任校長へのあいさつ)
青色防犯パトロール安全講習会 (人事通知書交付)
総合教育会議打合せ

6日 (木)

第一学期始業式
中学校入学式 (今泉中学校)
小学校新入生への衛生ポーチ寄付寄贈式
湘北教職員組合副委員長面会

7日 (金)

小学校入学式 (杉久保小学校)
小学校野外教育活動東山荘説明会

10日 (月)

わかば会館の今後のあり方に係る部内打合せ

11日 (火)

4月校長会議 (第1回)
学校応援団説明会
補助指導員打合せ (人事通知書交付)
部活動専門部会等との面談 (柏ヶ谷中)
相模原夜間中学校入学式

12日 (水)

学校配当予算説明会
中学校給食実施検討会
教育委員会辞令交付式 (再任用併任者)
介助員・看護介助員打合せ① (人事通知書交付)

13日 (木)

4月教頭会議
全国都市教育長協議会理事会

14日 (金)

教育課題研究会
県教委インクルーシブ推進課打合せ
教育委員会歓送迎会



- 15日(土) 令和5年度第1回総合教育会議
単P会長予定者会議
- 16日(日) 大谷神明社大谷小学校児童歌舞伎舞台発表
- 17日(月) 教育委員会辞令交付式(再任用者)
- 18日(火) 全国学力学習状況調査
拠点校指導員打合せ
介助員・看護介助員打合せ②(人事通知書交付)
- 19日(水) 自治会連合会総会
- 20日(木) 海老名市議会4月臨時会
県央教育事務所管内教育長会議
- 21日(金) 教育委員会4月定例会





2 「誰ひとり取り残さない教育」をめざします

「誰ひとり取り取り残さない教育」

4月15日の総合教育会議で、市長と教育委員のみなさんとの協議のうで決定した、令和5年度から4年間の「海老名市教育大綱」に示した、これからの海老名市の教育・教育行政がめざす方向です。

「誰ひとり取り残さない」というフレーズは、ご承知のように、国連サミットで採択された「持続化可能な開発目標」；SDGs（17のゴール・169のターゲット）の取組の原則として、「ゴールとターゲットがすべての国、すべての人々、すべての部分で満たされるよう、誰ひとり取り残さない」と謳われたものです。

そして、その前文では、その取り組みあたって「誰ひとり取り残さないことを誓います。」とされています。

職としての私には、この「誰ひとり取り残さない」というフレーズが響きました。そして、重く押しかかってきました。

それは、海老名市の教育・教育行政の責任者として、「誰ひとり取り残さない教育」を真摯に進めているか、それを確実に成し得るために懸命に取り組んでいるかということです。

また、実際は、実態は・・・と考えると、対象は、すべて市民となりますが、特に、子どもたちひとりひとりの学びを保障できているかという、私は、そうではないと受け止めているのです。

子どもたちひとりひとは、唯一無二の存在であり、その子の今と将来をしあわせに生きる権利があり、そのための学びの機会が、あたりまえに、等しく、目の前になければなりません。

教育行政は、その教育環境を整えなければなりません。

しかしながら、私は、自分の職責として、それができていない、それを果たしていないと判断するのです。

子どもひとりひとりに応じた学びの保障がなされていないということは、あってはならないことであり、心底、学びの保障がなされていないひとりひとりの子どもに、その保護者に、申し訳ないと思うのです。

だからこそ、私は、子どもたちひとりひとりが、自己実現を果たし、社会の一員として、しあわせに生きることができるよう、そのための「誰ひとり取り残さない教育」をめざすと意を決するところです。

さて、教育大綱では、めざす「誰ひとり取り残さない教育」の取組の

具体として、例えば、所管する海老名市立小中学校は、多様なすべての子どもたちを受け入れ、そのひとりひとりの子どもの特性やニーズに応じた包摂的な指導・支援がなされているでしょうか。

また、学校が、理想とする社会モデルを学ぶ場として、多様な子どもたちが、お互いに協力して、支え合って、みんなで協働して、自分たちの生活をよりよくしたり、ひとつのことを成し遂げたりする教育活動が実践されているでしょうか。

そして、その子どもの状況により、学校に通学できない場合や学校での学びを選択しない場合でも、ひとりひとりの学びが保障されるような支援がなされているでしょうか。

そのような観点から、「学校の新たな枠組みづくりの推進」を掲げて、取組を進めるものです。

他にも、教育大綱では、5本の柱として「えびなっ子しあわせプランの推進」「包摂性の高い教育的・社会的支援の推進」「子どもと大人がともに学ぶ機会の充実」「新たな学校施設への取組と子育て環境の充実」を掲げ、21事業に取り組めます。

私としては、今後も、教育委員のみなさんと話し合い、その進捗状況を確認し、必要に応じて、見直し・改善を図りながら、教育委員会事務局・教育部職員一丸となって、21事業にしっかりと取り組んでいきたいと考えているところです。

海老名市・海老名市教育委員会は、「誰ひとり取り残さない教育」をめざします。

教育委員のみなさんには、あらためて、よろしく願いいたします。

以上です。

※別紙資料 教職員への便り 令和4年度「いがすたいがすた」第12号
令和5年度「いがすたいがすた」第1号



いがすた いがすた



教育長だより 第**12**号

R5.3.23 伊藤 文康

いよいよ、明日が修了式となります。

天候が気になるころですが、各学校の桜の様子はいかがでしょうか。子どもたちとみなさんの一年の歩みを祝ってほしいと思うところです。みなさんには、第三学期、令和四年度、目の前の子どもたちのために、日々、子どもたちひとりひとりに寄り添って、教育活動を実践したいただいたこと、心より、感謝します。

ありがとうございました。

そして、3月31日をもって定年・勸奨退職される方々には、長い間、海老名の子どもたちのために、学校のために、ご尽力いただき、誠にありがとうございました。

ご自身の教員生活をふり返って、今は、どんな思いでいられるのでしょうか。さまざまな思いが込み上げてくることでしょうか、確かなことは、ご自身の人生の多くの時間を学校で過ごし、多くの子どもたちとかわかって、その成長を支えたということではないでしょうか。

辞令交付式、お待ちしております。

本当にお疲れさまでした。

それでは、みなさん、令和4年度修了式、よろしく申し上げます。

『気持ちを整えて』

春休みは、みなさんにとっては、今年度の片付けや新年度の準備のために、忙しい毎日となることでしょうか、私としては、少しでもゆっくり休んでほしいと思うところです。

何とか、リフレッシュする時間を作ってほしいと思うところです。

そして、「気持ちを整えて」4月、新学期を迎えてほしいと思います。

私たちの仕事は、一年一年、年度年度、学校も市役所も、基本的には同じことの繰り返しですが、職場が変わったり、職務が変わったりします。

何より、学校では、新しい学年、新しい子どもたちとの出会いからスタートすることになります。

「気持ち整えて」 私は、年度末年度始めと、みなさんと同じように忙しい日々ですが、新年度に向けて、新しいワイシャツとネクタイを買いに行こうと思っています。新しい気持ちで、新年度を迎えようと思います。

みなさんにも、それぞれの方法で、できれば、休んで、リフレッシュして、新学期、「気持ちを整えて」その始まりを迎えてほしいものです。



いがすた いがすた



教育長だより 第1号

令和5年4月5日 伊藤 文康

いよいよ明日から、新学期がはじまります。

令和5年度、第一学期始業式です。

準備の具合はどうでしょうか。

あらためて、子どもたちと出会う心の準備は整っているでしょうか。

そして、子どもたちはどうでしょう。

入学、進級、どんな友だちと同じクラスになるのか、どんな先生が担任になるのか、ドキドキワクワクなことでしょう。

はじまりは、誰にとっても、期待と不安が入り混じるところです。

だからこそ、年度始めの忙しさ・あわただしさはあるところですが、子どもたちひとりひとりと、ていねいにかかわってほしいものです。

よろしくお願いします。

また、各学校、異動者や新採用者により、新たな仲間です学校運営、学校教育活動を進めることになります。

時間がない中でも、よく話し合っ、共通理解を図ってほしいものです。

特に、異動者や新採用者には、十分に配慮をしてください。お互いに、「気配り・目配り・声かけ」しながら、はじまりの仕事にあたってほしいものです。

重ねて、よろしくお願いします。

『子どもたちは何を望んでいるのでしょうか』

みなさんを見つめる、みなさんの話を聞く、目の前のひとりひとりの子どもたちは、みなさんに、何を望んでいるのでしょうか。

もちろん、年度のはじまりは、やるべきこと、やらなければいけないことが、次々とあって、ひとつひとつ子どもたちの声を聞くことは、時間的にもゆとりがないところですが、時々、立ち止まって、目の前の子どもたちひとりひとりを見つめて、その声を聞いてほしいと思うところです。

席はどうする？ 困っていることはないですか？

子どもたちは何を望んでいるのでしょうか。

「そして」、私としても同様です。

令和5年度も、職として、海老名市の教育を進めていきますが、「みなさんは何を望んでいるのでしょうか」 みなさんの声を聞き、みなさんの思いに寄り添って、職責を果たしたいと考えているところです。

今年度も、みなさん、ともにがんばりましょう！



報告第6号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

令和5年3月31日付及び令和5年4月1日付で人事異動を発令したため

人 事 異 動 内 訳

令和5年3月31日付け（転出者）

区 分	人 数	小 計	合 計
指導主事	5 人	5 人	5 人

令和5年4月1日付け（昇格・昇任・転入者等）

区 分	人 数	小 計	合 計	
次長・専任参事級	1 人	19 人	19 人	
参事級	1 人			
課長級	5 人			
係長級	2 人			
主査級	1 人			
主任主事級	2 人			
主事級	1 人			
新採用職員	主事補級			2 人
再任用職員	主査級			1 人
	主事級			1 人
	技能労務職	2 人		

令和5年4月1日付け（転出者）

区 分	人 数	小 計	合 計
参事級	1 人	6 人	6 人
係長級	1 人		
主査級	1 人		
主任主事級	1 人		
主事級	1 人		
主事補級	1 人		

令和5年4月1日付け（兼務者）

区 分	人 数	小 計	合 計	
参事級	1 人	16 人	16 人	
係長級	4 人			
主査級	2 人			
主事級	1 人			
新採用職員	主事補級			2 人
再任用職員	主事級			6 人

報告第7号

令和5年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

令和5年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

辞職及び任期満了に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱したため

令和5年度海老名市非常勤特別職（奨学生選考委員会委員）の委嘱について

1 概要

本市では、市内在住の高等学校等の生徒で、勉学、文化芸術、スポーツその他の活動に励むことが経済的に困難な者に対し、生徒の夢や目標の実現に資するため、奨学金を給付し、負担軽減を図っている。

また、奨学生の選考にあたっては、奨学生選考委員会に諮問し、その答申を受け、決定している。

今般、奨学生選考委員会委員の任期満了に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱したため、報告する。

2 委嘱期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委嘱する者

別紙名簿のとおり

4 奨学生選考委員会の職務

教育委員会の諮問に対し、海老名市奨学生としての適否及び理由、その他必要な事項に係る協議し、答申する。

令和5年度
海老名市奨学生選考委員会委員名簿

委嘱期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日

No.	氏名	所属	備考
1	ひらい あつこ 平井 敦子	民生委員児童委員	
2	おくいずみ けん 奥泉 憲	海老名小学校	小学校長会長
3	すぎやま ひろたか 楢山 博考	海老名中学校長	
4	くぼたに ゆみこ 久保谷 由美子	有馬中学校長	
5	えんどう かずよし 遠藤 一義	海西中学校長	
6	しもじま めぐみ 霜島 恵	柏ヶ谷中学校長	
7	むらまつ かおり 村松 かおり	大谷中学校長	
8	やまかわ いさむ 山川 勇	今泉中学校長	
9	いかい たかゆき 猪飼 誉之	神奈川県立 海老名高等学校長	高校代表

令和5年度海老名市教育委員会非常勤特別職（学校歯科医）の委嘱について

1 概要

海老名市歯科医師会より変更の申し出があったため、新たに非常勤特別職を委嘱したため、報告する。

2 学校歯科医について

学校における歯科健康診断、健康相談、保健指導等に従事する。

3 委嘱期間

令和5年4月1日から

4 委嘱する者

氏名	委嘱等内容	医療機関名	担当校
おおさわ てるひさ 大澤 輝久	新規	大沢歯科医院	大谷小学校

5 辞職する者

氏名	委嘱等内容	医療機関名	担当校
やまね そういちろう 山根 総一郎	辞職	中央デンタルクリニック	大谷小学校

6 名簿

別紙のとおり

令和5年度

学校医・学校歯科医・学校薬剤師・医療機関名簿

海老名市教育委員会 就学支援課

令和5年4月1日時点

網掛け部分は、新規委嘱者

学校名	区分	氏名	医療機関名	委嘱年月日	担当校委嘱年数	
海老名小学校	内科	西野 善泉	えびなキッズクリニック	H23.4.1	12	年
		村藤 大樹	海老名こども診療所	H29.4.1	6	年 9 月
	歯科	林 洋紀	林歯科医院	H13.4.1	22	年
		大谷 武	たんぼぼ歯科医院	H25.4.1	10	年
	薬剤師	若林 豊子	ひまわり薬局	H19.4.1	16	年
柏ヶ谷小学校	内科	細田 裕子	えびなガーデンキッズクリニック	R4.12.1	0	年 4 月
	歯科	西山 幹夫	西山歯科医院	S59.4.1	39	年
		盛田 健司	もりた歯科医院	H17.4.1	18	年
	薬剤師	山名 佳見	ヤマナ薬局	H9.4.1	26	年
有鹿小学校	内科	村藤 大樹	海老名こども診療所	H28.7.1	6	年 9 月
	歯科	島崎 敏樹	島崎歯科医院	H17.4.1	18	年
		村山 正史	海老名むらやま歯科	R2.4.1	3	年
	薬剤師	石田 達也	あおば薬局海老名本郷店	H28.4.1	7	年
有馬小学校	内科	横田 和彦	腎健クリニック	H24.4.1	11	年
	歯科	田辺 丈二	田辺歯科医院	H17.4.1	18	年
		工藤 雅範	海老名歯科口腔外科クリニック	R3.4.1	2	年
	薬剤師	相原 典子	(勤務薬局なし)	S54.4.1	44	年
大谷小学校	内科	西野 善泉	えびなキッズクリニック	R2.4.1	3	年
	歯科	片岡 誠	かたおか歯科クリニック	H19.8.1	15	年 8 月
		大澤 輝久	大沢歯科医院	R5.4.1	0	年
	薬剤師	田所 真帆	あい薬局海老名店	H29.4.1	6	年
上星小学校	内科	野澤 直史	やよいクリニック	H22.4.1	13	年
	歯科	山川 晃司	チェリー歯科医院	S60.4.1	38	年
		大野 宏	おおの歯科医院	H17.4.1	18	年
	薬剤師	宇都宮 毅紀	ひとみ薬局海老名店	R3.4.1	2	年
中新田小学校	内科	大島 充一	大島クリニック	H10.4.1	25	年
	歯科	鎌田 洋一	K'sデンタルクリニック	R4.4.1	1	年
		添原 隆史	アイリス歯科クリニック	H31.4.1	4	年
	薬剤師	石坂 美幸	石坂整形外科クリニック	H20.4.1	15	年

学校医・学校歯科医・学校薬剤師・医療機関名簿

学校名	区分	氏名	医療機関名	委嘱年月日	担当校委嘱年数	
門沢橋小学校	内科	野村 雅寛	こっこどもクリニック	H28.4.1	7	年
	歯科	野間 俊行	ひまわり歯科	H17.4.1	18	年
		阿部 祐幸	さがみ野駅前歯科クリニック	R5.4.1	0	年
	薬剤師	比田 真佐子	東柏ケ谷薬局	H20.4.1	15	年
東柏ケ谷小学校	内科	森 博之	もり整形外科・眼科	H14.4.1	21	年
	歯科	横江 亮	しゃげ駅前歯科	R3.4.1	2	年
		後藤 大作	オレンジ歯科	R4.4.1	1	年
	薬剤師	佐藤 智恵子	東柏ケ谷薬局	H25.4.1	10	年
社家小学校	内科	横田 和彦	腎健クリニック	H24.4.1	11	年
	歯科	千葉 容太	ユーカリ歯科医院	H17.4.1	18	年
		石井 聡	石井歯科医院	H17.4.1	18	年
	薬剤師	青木 茂昌	ドラッグくすり箱	H8.4.1	27	年
杉久保小学校	内科	野澤 富一	のざわ小児科内科医院	H13.4.1	22	年
	歯科	菱沼 康一	ライオン歯科(R1.5.22確認)	H17.4.1	18	年
		鈴木 美奈子	鈴木歯科医院	H28.4.1	7	年
	薬剤師	熊谷 美和	野崎調剤薬局	R5.4.1	0	年
今泉小学校	内科	山下 愛茜	えびなファミリークリニック ソラーレ	R4.4.1	1	年
		真部 哲治	まなべ小児科クリニック	R5.4.1	0	年
	歯科	前谷 久	前谷歯科医院	H1.4.1	34	年
		吉原 正剛	Dental Clinic らいふ	H31.4.1	4	年
	薬剤師	森田 肇	クリエイトかしわ台駅前店	R4.4.1	1	年
杉本小学校	内科	真部 哲治	まなべ小児科クリニック	R5.4.1	0	年
	歯科	伊藤 真理湖	歯科伊藤医院	H17.4.1	18	年
		中村 盛幸	さくら歯科	H30.4.1	5	年
	薬剤師	田端 康	(勤務薬局なし)	H24.4.1	11	年

学校医・学校歯科医・学校薬剤師・医療機関名簿

学校名	区分	氏名	医療機関名	委嘱年月日	担当校委嘱年数		
海老名中学校	内科	山田 博之	海老名中央医院	R2.7.1	2	年	9月
	歯科	鈴木 仙一	ライオンインプラントセンター	H13.9.1	21	年	7月
		町田 清鳳	まちだ歯科医院	H17.4.1	18	年	
	薬剤師	坂之上 和稔	アイン薬局	H30.4.1	5	年	
有馬中学校	内科	篠原 美絵	さつき町診療所	R3.4.1	2	年	
	歯科	坂上 雅史	マーブル歯科	H17.4.1	18	年	
		原 房宏	原歯科医院	H17.4.1	18	年	
	薬剤師	武田 洋貴	なの花薬局海老名扇町店	R3.4.1	2	年	
海西中学校	内科	友利 昭雄	さつき町診療所	S49.4.1	49	年	
	歯科	札川 秀忠	さつかわ歯科医院	H17.4.1	18	年	
		石井 良昌	海老名総合病院歯科・ 口腔外科	H20.4.1	15	年	
	薬剤師	篠崎 ひろみ	篠崎薬局	H26.4.1	9	年	
柏ヶ谷中学校	内科	大山 泰弘	海老名西口こころの診療所	H28.5.1	6	年	11月
	歯科	山名 裕見	山名歯科医院	S63.4.1	35	年	
		和田 信吾	和田歯科診療室	H30.4.1	5	年	
	薬剤師	坂本 樹里	なの花薬局さがみ野店	H29.4.1	6	年	
大谷中学校	内科	中江 陽一郎	なかえこどもクリニック	H23.4.1	12	年	
	歯科	田村 俊明	アップル歯科クリニック	R4.4.1	1	年	
		国分 真	国分歯科クリニック	H17.4.1	18	年	
	薬剤師	池浦 亨枝	なの花薬局海老名扇町店	H29.4.1	6	年	
今泉中学校	内科	山下 愛茜	えびなファミリークリニック ソラーレ	R4.4.1	1	年	
	歯科	石渡 靖夫	いしわた矯正歯科医院	H17.4.1	18	年	
		梅田 晃次	ライオン歯科	R3.4.1	2	年	
	薬剤師	小林 弘忠	ガーデン薬局	H23.4.1	12	年	

区	分	氏名	医療機関名	委嘱年月日	通算委嘱年数	
海老名市立学校	眼科校医	小川 泰典	小川眼科	H29.4.1	6	年
海老名市立学校	眼科校医	三谷 貴一郎	みたに眼科クリニック	H25.4.1	10	年
海老名市立学校	眼科校医	松島 新吾	松島眼科クリニック	H10.4.1	25	年
海老名市立学校	眼科校医	本間 啓藏	本間眼科	H21.4.1	14	年
海老名市立学校	眼科校医	家久 未啓吾	かくらい眼科	R3.4.1	2	年
海老名市立学校	耳鼻咽喉科校医	朴 茂男	さがみ野耳鼻咽喉科	H5.4.1	30	年
海老名市立学校	耳鼻咽喉科校医	田村 嘉之	海老名耳鼻咽喉科クリニック	H20.4.1	15	年
海老名市立学校	耳鼻咽喉科校医	新川 真那実	新川さがみ野クリニック	R4.4.1	1	年
海老名市立学校	耳鼻咽喉科校医	井戸 光次朗	海老名こじろう耳鼻咽喉科	R3.4.1	2	年

令和5年度海老名市教育委員会非常勤特別職(学校運営協議会委員)
の委嘱について

1 概要

海老名市立小中学校より変更の申し出があり、新たに非常勤特別職を委嘱したため、報告する。

2 学校運営協議会委員について

学校運営への必要な支援及び協力を行う。

3 委嘱期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(前任者の残任期間)

4 委嘱する者

別紙名簿のとおり

海老名市立 海老名小学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏 名	委嘱日	継続・新規	備考
1	小田島 恵子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	赤塚 誠	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	松岡 路秀	R4. 4. 1	継続	地域住民
4	奥貫 誠	R4. 4. 1	継続	保護者
5	生駒 晶	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
6	小松 聡	R5. 4. 1	新規	保護者
7	奥泉 憲	R4. 4. 1	継続	校長
8	楠 祐子	R5. 4. 1	新規	教頭
9	風間 大輔	R5. 4. 1	新規	教職員
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 柏ヶ谷小学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	山崎 久男	R4. 4. 1	継続	学識経験者
2	小幡 信司	R4. 4. 1	継続	地域住民
3	大矢 和正	R4. 4. 1	継続	地域住民
4	森山 輝男	R4. 4. 1	継続	地域住民
5	植木 文夫	R4. 4. 1	継続	地域住民
6	中垣 洋	R4. 4. 1	継続	地域住民
7	櫻井 信夫	R4. 4. 1	継続	地域住民
8	松本 孝夫	R4. 4. 1	継続	地域住民
9	志村 政憲	R4. 4. 1	継続	地域住民
10	齊藤 裕子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
11	鈴木 佳子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
12	萩原 正規	R5. 4. 1	新規	保護者
13	藤原 絵里奈	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
14	石井 友紀	R5. 4. 1	新規	校長
15	姫野 珠実	R4. 4. 1	継続	教頭
16	青山 明裕	R4. 4. 1	継続	教職員
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 有鹿小学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	碓井 雅巳	R4. 4. 1	継続	学識経験者
2	鍵渡 正徳	R4. 4. 1	継続	学識経験者
3	越智 正則	R4. 4. 1	継続	地域住民
4	北川 八重子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	大久保 敏	R4. 4. 1	継続	地域住民
6	田中 由美野	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
7	伊藤 恵美子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
8	新井 悦子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
9	加藤 誠一	R4. 4. 1	継続	地域住民
10	境 景子	R4. 4. 1	継続	校長
11	内山 大輔	R4. 4. 1	継続	教頭
12	宮下 翔太	R5. 4. 1	新規	教職員
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 有馬小学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	古郡 宗正	R4. 4. 1	継続	学識経験者
2	山口 慎二	R4. 4. 1	継続	地域住民
3	二見 隆江	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	渡部 美保	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	小松 明	R4. 4. 1	継続	地域住民
6	村山 紀行	R4. 4. 1	継続	地域住民
7	奥谷 婦貴子	R4. 4. 1	継続	地域住民
8	住田 晶子	R5. 4. 1	新規	校長
9	前田 潤子	R4. 4. 1	継続	教頭
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 大谷小学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	石井 正雄	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	赤井 ゆかり	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	今別府 淳子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	桐生 行雄	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	島仲 京子	R5. 4. 1	新規	校長
6	小園 洋	R5. 4. 1	新規	教頭
7	山形 圭介	R4. 4. 1	継続	教職員
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 上星小学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	栗山 明郎	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	樋口 るり子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	仲村 ひとみ	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	小島 洋人	R4. 4. 1	継続	保護者
5	和田 波代	R4. 4. 1	継続	校長
6	古畑 恒	R5. 4. 1	新規	教頭
7	五十嵐 光	R4. 4. 1	継続	教職員
8	金子 充	R5. 4. 1	新規	教職員
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 中新田小学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏 名	委嘱日	継続・新規	備考
1	笠原 祐治	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	鍵渡 香代子	R4. 4. 1	継続	学識経験者
3	市川 潔	R5. 4. 1	新規	地域住民
4	猪飼 誉之	R4. 4. 1	継続	学識経験者
5	林 麻佐美	R5. 4. 1	新規	学識経験者
6	山本 源	R4. 4. 1	継続	地域住民
7	蕪木 扶由美	R4. 4. 1	継続	地域住民
8	藤井 寿生	R5. 4. 1	新規	保護者
9	久保田 祐子	R5. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
10	檀浦 かおり	R4. 4. 1	継続	校長
11	石田 雅樹	R5. 4. 1	新規	教頭
12	宮台 理恵	R5. 4. 1	新規	教職員
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 門沢橋小学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	大澤 均	R5. 4. 1	新規	地域住民
2	佐川 滝三	R4. 4. 1	継続	地域住民
3	大島 千佳	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	米山 恵	R4. 4. 1	継続	学識経験者
5	牛村 忠雄	R4. 4. 1	継続	学識経験者
6	鈴木 美由紀	R5. 4. 1	新規	保護者
7	武井 友勝	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
8	大河原 俊一	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
9	青木 賢一	R5. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
10	壁島 武	R5. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
11	後藤 純子	R4. 4. 1	継続	校長
12	土屋 政巳	R5. 4. 1	新規	教頭
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立東柏ヶ谷小学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏 名	委嘱日	継続・新規	備考
1	小林 丈記	R4. 4. 1	継続	校長
2	芳賀 敬子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	橋本 絵美里	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	國吉 聖	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	海野 望	R4. 4. 1	継続	保護者
6	佐藤 充明	R4. 4. 1	継続	保護者
7	二見 吉男	R4. 4. 1	継続	地域住民
8	柳下 泰介	R4. 4. 1	継続	地域住民
9	長井 徹	R4. 4. 1	継続	地域住民
10	小山内 清潤	R4. 4. 1	継続	地域住民
11	瀬戸口 壮	R4. 4. 1	継続	地域住民
12	塚原 勲	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
13	工藤 真	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
14	佐藤 孝男	R4. 4. 1	継続	地域住民
15	小池 一美	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
16	高橋 典嗣	R4. 4. 1	継続	学識経験者
17	守谷 美子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 社家小学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	曾我 治夫	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	田口 昭夫	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	三田 英樹	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	津々木 美幸	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	井桁 きよ子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
6	春日井 美穂	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
7	浅岡 輝	R5. 4. 1	新規	保護者
8	小俣 隆史	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
9	米山 靖恵	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
10	大乘 文孝	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
11	井出 行雄	R5. 4. 1	新規	地域住民
12	曾我 慶明	R5. 4. 1	新規	地域住民
13	曾我 幸治	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
14	米山 恵	R4. 4. 1	継続	学識経験者
15	金子 幸枝	R5. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
16	梅崎 玲子	R4. 4. 1	継続	校長
17	尾崎 由美	R5. 4. 1	新規	教頭
18	大部 信介	R5. 4. 1	新規	教職員
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 杉久保小学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	伊藤 健三	R4. 4. 1	継続	学識経験者
2	岩崎 佐容子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	山口 光康	R4. 4. 1	継続	保護者
4	山口 竜史	R5. 4. 1	新規	保護者
5	金子 由美子	R4. 4. 1	継続	地域住民
6	前田 正晴	R4. 4. 1	継続	地域住民
7	山室 修次	R4. 4. 1	継続	学識経験者
8	坂野 千幸	R5. 4. 1	新規	校長
9	塩原 貴明	R4. 4. 1	継続	教頭
10	田村 哲哉	R4. 4. 1	継続	教職員
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 今泉小学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏 名	委嘱日	継続・新規	備考
1	和泉 雅幸	R4. 4. 1	継続	学識経験者
2	中野 隆則	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	守屋 佐千子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	木島 智恵美	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	成瀬 由紀子	R5. 4. 1	新規	保護者
6	和田 修二	R4. 4. 1	継続	校長
7	武富 美由紀	R5. 4. 1	新規	教頭
8	石川 雄一郎	R4. 4. 1	継続	教職員
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 杉本小学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	瀧澤 美穂子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	藤吉 ひとみ	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	河村 治	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	鈴木 亜矢	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	及川 普二	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
6	田地川 俊行	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
7	小川 百合子	R4. 4. 1	継続	校長
8	奥原 豪	R5. 4. 1	新規	教頭
9	鈴木 幹央	R5. 4. 1	新規	教職員
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 海老名中学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏 名	委嘱日	継続・新規	備考
1	真壁 坤子	R4. 4. 1	継続	学識経験者
2	渡部 美憲	R4. 4. 1	継続	学識経験者
3	山田 佳子	R4. 4. 1	継続	学識経験者
4	猪飼 誉之	R4. 4. 1	継続	学識経験者
5	小田島 恵子	R4. 4. 1	継続	地域住民
6	谷川 治	R4. 4. 1	継続	学識経験者
7	今井 健一郎	R5. 4. 1	新規	保護者
8	小坂 浩久	R4. 4. 1	継続	教頭
9	河野 洋	R4. 4. 1	継続	教職員
10	梶山 博考	R5. 4. 1	新規	校長
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 有馬中学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏 名	委嘱日	継続・新規	備考
1	木村 和雄	R4. 4. 1	継続	学識経験者
2	橋本 瑞貴	R4. 4. 1	継続	保護者
3	塩井 俊勝	R4. 4. 1	継続	地域住民
4	芝 善孝	R4. 4. 1	継続	地域住民
5	森下 賢人	R4. 4. 1	継続	地域住民
6	三田 英樹	R4. 4. 1	継続	地域住民
7	武井 哲也	R4. 4. 1	継続	地域住民
8	米山 恵	R4. 4. 1	継続	学識経験者
9	大島 千佳	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
10	宮台 功	R4. 4. 1	継続	地域住民
11	久保谷 由美子	R5. 4. 1	新規	校長
12	山口 篤	R5. 4. 1	新規	教頭
13	越智 雄平	R4. 4. 1	継続	教職員
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 海西中学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	加来 功	R4. 4. 1	継続	学識経験者
2	萩谷 晃子	R4. 4. 1	継続	学識経験者
3	吉川 典章	R4. 4. 1	継続	学識経験者
4	鍵渡 香代子	R4. 4. 1	継続	学識経験者
5	内藤 奈美恵	R4. 4. 1	継続	地域住民
6	別府 裕二	R4. 4. 1	継続	教頭
7	盛 智史	R4. 4. 1	継続	教職員
8	遠藤 一義	R5. 4. 1	新規	校長
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 柏ヶ谷中学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	竹本 弥生	R4. 4. 1	継続	学識経験者
2	上田 貴康	R4. 4. 1	継続	学識経験者
3	澁谷 清美	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	橋本 絵美里	R4. 4. 1	継続	地域住民
5	森山 輝男	R4. 4. 1	継続	地域住民
6	二見 吉男	R4. 4. 1	継続	地域住民
7	千葉 一人	R4. 4. 1	継続	地域住民
8	工藤 真	R4. 4. 1	継続	保護者
9	中村 賀子	R4. 4. 1	継続	保護者
10	霜島 恵	R4. 4. 1	継続	校長
11	金 佳孝	R4. 4. 1	継続	教頭
12	金子 英一	R5. 4. 1	新規	教職員
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 大谷中学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	熊澤 美恵子	R4. 4. 1	継続	学識経験者
2	藪口 美佐子	R4. 4. 1	継続	地域住民
3	遠藤 俊枝	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	岩崎 佐容子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	吉田 存	R4. 4. 1	継続	地域住民
6	吉田 守	R4. 4. 1	継続	学識経験者
7	長久 栄子	R4. 4. 1	継続	地域住民
8	村松 かおり	R4. 4. 1	継続	校長
9	大矢 貴史	R5. 4. 1	新規	教頭
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 今泉中学校 学校運営協議会委員名簿

2023.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	栗山 明郎	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	樋口 るり子	R4. 4. 1	継続	地域住民
3	碓井 雅巳	R4. 4. 1	継続	学識経験者
4	宮下 良雄	R4. 5. 1	継続	地域住民
5	平井 千恵子	R4. 4. 1	継続	地域住民
6	今井 大輔	R4. 4. 1	継続	地域住民
7	鈴木 幹司	R4. 4. 1	継続	保護者
8	石田 佳奈	R4. 4. 1	継続	保護者
9	麻生 伊都子	R4. 4. 1	継続	教職員
10	山川 勇	R5. 4. 1	新規	校長
11	河野 康	R5. 4. 1	新規	教頭
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

報告第8号

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に係る部分に関する意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に係る部分に関する意見の申出を行ったため

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行った。

2 教育長の臨時代理

3月20日付けで市長から意見を求められたが、補正予算案は3月29日の令和5年第1回海老名市議会定例会の本会議に上程する予定であったため、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行った。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和5年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に関する部分

4 海老名市長からの意見照会文

別紙のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

6 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

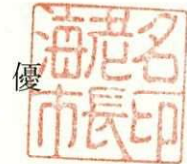
第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

海文発第20号
令和5年3月20日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内野



令和5年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和5年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 音道 内線262

海教総収第 641 号
令和 5 年 3 月 22 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 5 年度海老名市一般会計補正予算に関する意見の申出について

このことについて、令和 5 年度海老名市一般会計補正予算（第 1 号）のうち教育に関する部分について、異論はありません。

事務担当 教育総務課 湊 短縮 8 0 9 0

令和5年度 海老名市一般会計補正予算（第1号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正
(1) 歳入

(単位：千円)

款・項・目・節・細節	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
14 国庫支出金		238,370	15,075	253,445	
2 国庫補助金		197,598	15,075	212,673	
6 教育費国庫補助金		197,598	15,075	212,673	
1 教育総務費補助金		0	15,075	15,075	
2 学校保健特別対策事業費	教育総務課	0	15,075	15,075	感染症流行下において、各学校が感染症の影響を最小限に止めつつ学校教育活動を継続できる環境を維持するため、新型コロナウイルス感染症等発生対応支援・学習保障支援及び換気対策整備支援を目的とした補助金の交付を受けるもの。

報告第9号

相模原市立大野南中学校分校夜間学級における就学援助に係る費用負担
に関する協定書の締結について

相模原市立大野南中学校分校夜間学級における就学援助に係る費用負担に関する協
定書の締結について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(昭和49年教委規則第2号)第4条の規定により報告する。

令和5年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

相模原市立大野南中学校分校夜間学級における就学援助に係る費用負担に関する協
定書を締結したため

相模原市立大野南中学校分校夜間学級における就学援助に係る 費用負担に関する協定書の締結について

1 概要

令和5年度、海老名市から2名の生徒が相模原市立大南中学校分校夜間学級（＝中学校夜間学級）へ入学しました。

対象生徒への就学援助については、事前に相模原市と協定を締結することで、同市の就学援助制度を利用することが可能です。

このため、別紙協定書（案）のとおり協定締結に向けて事務手続きを行ったため、報告いたします。

2 援助費支給から費用負担までの流れ

- ・「相模原市立大野南中学校分校就学奨励規則」に基づき対象者へ支給
- ・相模原市が該当費用を立て替え、年度末に海老名市へ請求する。
- ・支給費目は、現行の学用品費・通学費に加えて、令和5年度から校外活動費を追加予定（相模原市より）。

3 予算措置

- ・海老名市の費用負担分を「負担金」として令和5年度に補正予算を要求予定。
- ・相模原市で支給した援助費がまとまった段階（令和6年1月頃を想定）で費用を確認し、補正予算を要求。

4 スケジュール

令和5年4月1日	協定締結
4月21日	定例教育委員会（報告議案）
令和6年1月中旬	補正予算要求
3月下旬	相模原市へ負担金支出

《参考》

夜間中学の設置及び運営に要する費用負担については、すでに相模原市、海老名市、神奈川県教育委員会の三者協定を締結済。

「相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定書」（令和3年9月7日付け締結）

夜間中学の生徒に対する就学援助に関する費用負担に係る基本方針

1 費用負担の内訳

夜間中学の生徒に対する就学援助に関する費用は、相模原市が別に定める相模原市立大野南中学校分校就学奨励規則に基づき交付した額とし、夜間中学の生徒が在住する市町村(以下「市町村」という。)が負担する。

2 費用負担の請求について

- (1) 相模原市は、市町村に対し、当該年度における費用負担額を年度末に通知し、請求する。
- (2) 市町村は、相模原市に費用負担額を支払う。
- (3) 相模原市は、当該年度の費用負担の内訳について、相模原市立夜間中学広域連携協議会に報告する。

相模原市立大野南中学校分校夜間学級における就学援助に係る費用負担に関する協定書

相模原市(以下「甲」という。)と海老名市(以下「乙」という。)は、相模原市立大野南中学校分校夜間学級(以下「夜間中学」という。)における就学援助に係る費用負担について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、乙地内に在住する夜間中学の生徒(以下「乙の生徒」という。)に対し就学援助を実施するにあたり必要な事項を定めることにより、甲及び乙が互いに協力して就学援助を円滑に実施することを目的とする。

(生徒への就学援助)

第2条 甲は、就学援助を希望する乙の生徒に対し、就学援助が必要であると認められる場合は、就学援助を実施する。

2 就学援助の実施は、相模原市立大野南中学校分校就学奨励規則(令和4年相模原市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)に基づき奨励金を交付することにより実施するものとする。

3 乙は、甲に対し、甲が乙に在住する夜間中学の生徒に対する就学援助を実施するにあたり必要となる当該生徒及びその世帯員に係る税情報、児童扶養手当受給情報及び生活保護受給情報等について提供するものとする。

4 第1項から第3項のほか、甲及び乙は、就学援助の実施に係る諸手続について、互いに協力するものとする。

5 甲は、乙の生徒に対し、規則に基づく奨励金の交付又は不交付に係る決定及び奨励金の交付を行ったときは、乙に通知するものとする。

(費用負担)

第3条 乙は、甲が乙の生徒に対して行う就学援助の実施に要する費用を負担するものとする。

2 乙の生徒に対する就学援助の実施に要する費用負担に関することについては、別に定める夜間中学の生徒に対する就学援助に関する費用負担に係る基本方針(以下「基本方針」という。)によるものとする。

(協議の場合)

第4条 甲は、基本方針を変更しようとする場合は、別に定める相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学及び費用負担に関する協定書第4条に規定する相模原市立夜間中学広域連携協議会において協議しなければならない。

(解除又は変更の通知)

第5条 甲及び乙は、本協定を解除し、又は変更しようとする場合には、原則として、解除し、又は変更しようとする日の、半年前までに相手方に通知するものとする。ただし、就学援助の実施に要する費用に影響がある場合は、予算確保等に要する期間を十分に確保し、通知しなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第6条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義があるときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年4月1日

甲 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市長 本村 賢太郎

乙 海老名市勝瀬175-1
海老名市長 内野 優

報告第10号

海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱の一部改正について

海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和5年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱の一部改正を行ったため

海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校在学児童生徒等に係る 教材費補助金交付要綱の一部改正について

1 改正案概要

(1) 補助の支援額を増額

市では、海老名市教材費支援事業において、小学校1年生・中学校1年生に対し、教材費の公費負担を行っています。

昨今の物価高騰などを鑑み、令和5年度同事業において、教材費の支援額を小1は「9,000円」から「10,000円」へ、中1は「15,000円」から「17,000円」へ増額し、別添「新旧対照表」のとおり所要の改正を行ったため、報告いたします。

(2) 中学校夜間学級の生徒を追加

同事業において、相模原市立大野南中学校分校夜間学級（＝中学校夜間学級）の生徒を対象として追加し、別添「新旧対照表」のとおり所要の改正を行ったため、報告いたします。

海老名市からは、令和5年度に2名の生徒が入学済。対象者には、別途お知らせ・申請書を送付予定です。

2 スケジュール

令和5年4月1日 要綱施行

4月21日 定例教育委員会（報告議案）

4月下旬 対象者にお知らせ・申請書を送付

海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱

新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>海老名市私立小中学校、特別支援学校、<u>区域外小中学校及び中学校夜間学級</u>在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、小中学校入学時に必要な教材を購入することにより生じる経済的負担の軽減を図るため、私立小中学校、特別支援学校、<u>区域外小中学校及び中学校夜間学級</u>に在学している第1学年の児童生徒等の保護者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒等 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第4条に規定する児童生徒等をいう。<u>中学校夜間学級の場合は、相模原市立大野南中学校分校夜間学級の生徒をいう。</u></p> <p>(2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第16条に規定する保護者をいう。<u>中学校夜間学級の生徒の保護者があるときは、当該保護者をいう。</u></p> <p>(3) 教材 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 小中学校で使用するワークテキスト、スキル、練習帳、問題集その他のワーク類</p> <p>イ 小中学校で使用すると認められる資料</p> <p>ウ その他市長が認めた小中学校で使用するもの</p> <p>(4) 私立小中学校 法第2条第2項に規定する私立学校に該当する小中学校をいう。</p> <p>(5) 公立小中学校 法第2条第2項に規定する公立学校に該当する小中学校をいう。</p>	<p>海老名市私立小中学校、特別支援学校<u>及び区域外小中学校</u>在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、小中学校入学時に必要な教材を購入することにより生じる経済的負担の軽減を図るため、私立小中学校、特別支援学校<u>及び区域外小中学校</u>に在学している第1学年の児童生徒等の保護者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒等 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第4条に規定する児童生徒等をいう。</p> <p>(2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第16条に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) 教材 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 小中学校で使用するワークテキスト、スキル、練習帳、問題集その他のワーク類</p> <p>イ 小中学校で使用すると認められる資料</p> <p>ウ その他市長が認めた小中学校で使用するもの</p> <p>(4) 私立小中学校 法第2条第2項に規定する私立学校に該当する小中学校をいう。</p> <p>(5) 公立小中学校 法第2条第2項に規定する公立学校に該当する小中学校をいう。</p>

校をいう。

(6) 特別支援学校 法第72条に規定する特別支援学校をいう。

(7) 区域外小中学校 海老名市以外の公立小中学校をいう。

(8) 中学校夜間学級 相模原市立大野南中学校分校夜間学級をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象は、私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級に在学する第1学年の児童生徒等に必要教材の購入に係る事業とする。ただし、他の補助制度の対象となる事業は除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、海老名市に住所を有し、私立小中学校、特別支援学校又は区域外小中学校に在学している第1学年の児童生徒等の保護者及び、中学校夜間学級に在学している第1学年の生徒(保護者があるときは、当該保護者)とする。ただし、中学校夜間学級の生徒で、当該年度で就学援助を受けている者は除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 小学校1年生 当該年度内に購入する教材に係る費用で、1人あたり上限

10,000円

(2) 中学校1年生 当該年度内に購入する教材に係る費用で、1人あたり上限

17,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級に在学児童生徒等に係る教材費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 領収書その他購入した教材の内容及び費用の確認できる書類

(2) 生徒手帳の写しその他児童生徒等の学校及び学年の確認できる書類

(3) 申請者の身分を証する書類

校をいう。

(6) 特別支援学校 法第72条に規定する特別支援学校をいう。

(7) 区域外小中学校 海老名市以外の公立小中学校をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象は、私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校に在学する第1学年の児童生徒等に必要教材の購入に係る事業とする。ただし、他の補助制度の対象となる事業は除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、海老名市に住所を有し、私立小中学校、特別支援学校又は区域外小中学校に在学している第1学年の児童生徒等の保護者

とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 小学校1年生 当該年度内に購入する教材に係る費用で、1人あたり上限

9,000円

(2) 中学校1年生 当該年度内に購入する教材に係る費用で、1人あたり上限

15,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校に在学児童生徒等に係る教材費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 領収書その他購入した教材の内容及び費用の確認できる書類

(2) 生徒手帳の写しその他児童生徒等の学校及び学年の確認できる書類

(3) 申請者の身分を証する書類

2 前項の申請は、補助金の額が第5条に規定する上限額に達するまで行うことができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、補助金の交付・不交付を決定し、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(事業の中止等)

第8条 補助事業者は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは承認し、速やかに海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 第6条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求があった日から30日以内に、補助事業者に補助金を交付するものとする。

第10条・第11条 略

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

《平成29年4月1日・一部改正》

《令和3年4月1日・一部改正》

《令和5年4月1日・一部改正》

2 前項の申請は、補助金の額が第5条に規定する上限額に達するまで行うことができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、補助金の交付・不交付を決定し、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(事業の中止等)

第8条 補助事業者は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは承認し、速やかに海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 第6条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求があった日から30日以内に、補助事業者に補助金を交付するものとする。

第10条・第11条 略

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所
フリガナ
氏名
電話番号

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付申請書

教材費補助金の交付を受けたいので、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 対象教材
- 2 交付申請額 円
- 3 累計申請額 円
- 4 対象児童生徒
 - (1) 氏名
 - (2) 学校
- 5 関係文書
 - (1) 領収書その他購入した教材の内容及び費用の確認できる書類
 - (2) 生徒手帳その他児童生徒等の学校及び学年の確認できる書類
 - (3) 当該児童生徒の保護者であることを証する書類

第1号様式 (第6条関係)

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所
フリガナ
氏名
電話番号

海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付申請書

教材費補助金の交付を受けたいので、海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校 在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 対象教材
- 2 交付申請額 円
- 3 累計申請額 円
- 4 対象児童生徒
 - (1) 氏名
 - (2) 学校
- 5 関係文書
 - (1) 領収書その他購入した教材の内容及び費用の確認できる書類
 - (2) 生徒手帳その他児童生徒等の学校及び学年の確認できる書類
 - (3) 当該児童生徒の保護者であることを証する書類

第2号様式 (第7条関係)

海就支収第
年 月 日

様

海老名市長

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました教材費補助金の交付について、次の
とおり決定したので、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中
学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第7条の規定により通知し
ます。

1 交付・不交付の区分

- 交付
 不交付 (理由)

2 対象教材

円

3 交付決定額

円

4 累計決定額

5 対象児童生徒

(1) 氏名

(2) 学校

6 交付条件

- (1) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、
又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
イ 補助金を他の用途に使用したとき。
ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
エ 法令又はこの要綱に違反したとき。
(2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則に定めるところに従うこと。

第2号様式 (第7条関係)

海就支収第
年 月 日

様

海老名市長

海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました教材費補助金の交付について、次の
とおり決定したので、海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第7条の規定により通知し
ます。

1 交付・不交付の区分

- 交付
 不交付 (理由)

2 対象教材

円

3 交付決定額

円

4 累計決定額

5 対象児童生徒

(1) 氏名

(2) 学校

6 交付条件

- (1) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、
又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
イ 補助金を他の用途に使用したとき。
ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
エ 法令又はこの要綱に違反したとき。
(2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則に定めるところに従うこと。

第3号様式 (第8条関係)

海老名市長 殿

申請者 住所
フリガナ
氏名

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級
在学児童生徒等に係る教材費補助金 (変更・中止) 承認申請書

年 月 日付け海就支収第 号で交付決定を受けました教材費補助金
に係る事業について、次の理由により事業を (変更・中止) したいので、海老名市私
立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係
る教材費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、申請します。

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更 (中止) 後の交付申請額 円
- 3 変更 (中止) の理由

4 変更の内容

年 月 日

第3号様式 (第8条関係)

海老名市長 殿

申請者 住所
フリガナ
氏名

海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校
在学児童生徒等に係る教材費補助金 (変更・中止) 承認申請書

年 月 日付け海就支収第 号で交付決定を受けました教材費補助金
に係る事業について、次の理由により事業を (変更・中止) したいので、海老名市私
立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校 在学児童生徒等に係
る教材費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、申請します。

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更 (中止) 後の交付申請額 円
- 3 変更 (中止) の理由

4 変更の内容

年 月 日

第4号様式 (第8条関係)

海就支収第
年 月 日

様

海老名市長

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級
在学児童生徒等に係る教材費補助金 (変更・中止) 承認通知書

年 月 日付けで申請のありました 年教材費補助金の変更・
中止については、次のとおり承認することとしたので、海老名市私立小中学校、特別
支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交
付要綱第8条第2項の規定により通知します。

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更交付決定額 円
- 3 交付条件 (変更の場合)

(1) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取
り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがで
きる。

- ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- エ 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則に定めるところに従うこと。

第4号様式 (第8条関係)

海就支収第
年 月 日

様

海老名市長

海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校
在学児童生徒等に係る教材費補助金 (変更・中止) 承認通知書

年 月 日付けで申請のありました 年教材費補助金の変更・
中止については、次のとおり承認することとしたので、海老名市私立小中学校、特別
支援学校及び区域外小中学校 在学児童生徒等に係る教材費補助金交
付要綱第8条第2項の規定により通知します。

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更交付決定額 円
- 3 交付条件 (変更の場合)

(1) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取
り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがで
きる。

- ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- エ 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則に定めるところに従うこと。

第5号様式 (第9条関係)

海老名市長 殿

住所
フリガナ
氏名
電話番号

印

年 月 日

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付請求書

年 月 日付け海就支収第 号で交付決定を受けました教材費補助金について、補助金の交付を受けたいので、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 円
- 2 請求額 円
- 3 累計請求額 円
- 4 振込先

金融機関名	(銀行・信金・農協・信組・金庫)			
種 類	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込専用の口座番号を記載してください。

第5号様式 (第9条関係)

海老名市長 殿

住所
フリガナ
氏名
電話番号

印

年 月 日

海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付請求書

年 月 日付け海就支収第 号で交付決定を受けました教材費補助金について、補助金の交付を受けたいので、海老名市私立小中学校、特別支援学校及び区域外小中学校在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 円
- 2 請求額 円
- 3 累計請求額 円
- 4 振込先

金融機関名	(銀行・信金・農協・信組・金庫)			
種 類	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込専用の口座番号を記載してください。

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在
学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小中学校入学時に必要な教材を購入することにより生じる経済的負担の軽減を図るため、私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級に在学している第1学年の児童生徒等の保護者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則(昭和58年規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒等 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第4条に規定する児童生徒等をいう。中学校夜間学級の場合は、相模原市立大野南中学校分校夜間学級の生徒をいう。
- (2) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第16条に規定する保護者をいう。中学校夜間学級の場合は、相模原市立大野南中学校分校夜間学級の生徒の保護者があるときは、当該保護者をいう。
- (3) 教材 次に掲げるものをいう。
 - ア 小中学校で使用するワークテスト、スキル、練習帳、問題集その他のワーク類
 - イ 小中学校で使用すると認められる資料
 - ウ その他市長が認めた小中学校で使用するもの
- (4) 私立小中学校 法第2条第2項に規定する私立学校に該当する小中学校をいう。
- (5) 公立小中学校 法第2条第2項に規定する公立学校に該当する小中学校をいう。

- (6) 特別支援学校 法第72条に規定する特別支援学校をいう。
- (7) 区域外小中学校 海老名市以外の公立小中学校をいう。
- (8) 中学校夜間学級 相模原市立大野南中学校分校夜間学級をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象は、私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級に在学する第1学年の児童生徒等に必要な教材の購入に係る事業とする。ただし、他の補助制度の対象となる事業は除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、海老名市に住所を有し、私立小中学校、特別支援学校又は区域外小中学校に在学している第1学年の児童生徒等の保護者及び、中学校夜間学級に在学している第1学年の生徒（保護者があるときは、当該保護者）とする。ただし、中学校夜間学級の生徒で、当該年度で就学援助を受けている者は除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校1年生 当該年度内に購入する教材に係る費用で、1人あたり上限10,000円
- (2) 中学校1年生 当該年度内に購入する教材に係る費用で、1人あたり上限17,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他購入した教材の内容及び費用の確認できる書類
- (2) 生徒手帳の写しその他児童生徒等の学校及び学年の確認できる書類

(3) 申請者の身分を証する書類

2 前項の申請は、補助金の額が第5条に規定する上限額に達するまで行うことができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、補助金の交付・不交付を決定し、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(事業の中止等)

第8条 補助事業者は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金変更・中止承認通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 第6条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求があった日から30日以内に、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若

しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

(4) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

《平成29年4月1日・一部改正》

《令和3年4月1日・一部改正》

《令和5年4月1日・一部改正》

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所

フリガナ

氏名

電話番号

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付申請書

教材費補助金の交付を受けたいので、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 対象教材

2 交付申請額 円

3 累計申請額 円

4 対象児童生徒

(1) 氏名

(2) 学校

5 関係文書

(1) 領収書その他購入した教材の内容及び費用の確認できる書類

(2) 生徒手帳その他児童生徒等の学校及び学年の確認できる書類

(3) 当該児童生徒の保護者であることを証する書類

様

海老名市長

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級
在学児童生徒等に係る教材費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました教材費補助金の交付について、次の
とおり決定したので、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中
学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第7条の規定により通知し
ます。

1 交付・不交付の区分

交付

不交付（理由）

2 対象教材

3 交付決定額 円

4 累計決定額 円

5 対象児童生徒

(1) 氏名

(2) 学校

6 交付条件

(1) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又
は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

エ 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則に定めるところに従うこと。

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所
フリガナ
氏名

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級
在学児童生徒等に係る教材費補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日付け海就支収第 号で交付決定を受けました教材費補助
金に係る事業について、次の理由により事業を（変更・中止）したいので、海老名市
私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に
係る教材費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、申請します。

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更（中止）後の交付申請額 円
- 3 変更（中止）の理由

- 4 変更の内容

様

海老名市長

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級
在学児童生徒等に係る教材費補助金（変更・中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました 年教材費補助金の変更・中止については、次のとおり承認することとしたので、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更交付決定額 円
- 3 交付条件（変更の場合）

（1） 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができ。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

エ 法令又はこの要綱に違反したとき。

（2） その他海老名市補助金等の交付に関する規則に定めるところに従うこと。

年 月 日

海老名市長 殿

住所

フリガナ

氏名

印

電話番号

海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校在学及び中学校夜間学級
児童生徒等に係る教材費補助金交付請求書

年 月 日付け海就支収第 号で交付決定を受けました教材費補助金について、補助金の交付を受けたいので、海老名市私立小中学校、特別支援学校、区域外小中学校及び中学校夜間学級在学児童生徒等に係る教材費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 円
- 2 請求額 円
- 3 累計請求額 円
- 4 振込先

金融機関名	(銀行・信金・農協・信組・金庫)							
	(支店・支所・出張所)							
種類	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込専用の口座番号を記載してください。

報告第11号

海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正について

海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和5年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正を行ったため

海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正について

《改正案概要》

【定額支給：新入学児童生徒学用品費の改正】

- ・令和4年度海老名市スクールライフサポートでは、国が定める令和3年度要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に基づき援助額を定めていますが、令和5年度は、現状に合わせた援助額を定める必要があると判断し、前年度ではなく、当該年度の同補助金の予算単価を基に、援助額を定めました。
- ・別添「新旧対照表」のとおり令和5年度同補助金の予算（案）に合わせて改正しましたので、報告いたします。
- ・令和5年4月1日施行の改正は、新入学児童生徒学用品費（小学校）のみ。
「51,440円」→「54,060円（+2,620円）」に改正。

【定額支給：学用品費の改正】

- ・海老名市教材費支援事業において、小学校1年生・中学校1年生に対し、教材費の公費負担を行っています。
- ・昨今の物価高騰などを鑑み、令和5年度同事業において、教材費の支援額を小1は「9,000円」から「10,000円」へ、中1は「15,000円」から「17,000円」へ増額しました。
- ・スクールライフサポートでは、小1・中1の学用品費から教材費を差し引いた額を援助費として支給しています。教材費の支援額増に伴い、学用品費を下記のとおり改正しました。

小1 「2,630円」→「1,630円（-1,000円）」に改正（※1）

中1 「7,730円」→「5,730円（-2,000円）」に改正（※2）

（※1）11,630円-10,000円=1,630円

（※2）22,730円-17,000円=5,730円

【今後のスケジュール】

- 令和5年4月1日 要綱施行
4月21日 教育委員会定例会（報告議案）
4月28日 援助費（第1回目）を認定者に支給

新 (改正案)	旧 (改正前)
<p>海老名市スクールライフサポート実施要綱 (案)</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>《平成29年4月1日・制定》 《平成30年1月1日・一部改正》 《平成31年1月1日・一部改正》 《平成31年2月1日・一部改正》 《令和元年10月1日・施行 平成31年4月1日・適用》 《令和3年4月1日・一部改正》 《令和3年7月1日・一部改正》 《令和4年1月1日・一部改正》 《令和4年4月1日・一部改正》 《令和4年11月1日・一部改正》 <u>《令和5年4月1日・一部改正》</u></p>	<p>海老名市スクールライフサポート実施要綱</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>《平成29年4月1日・制定》 《平成30年1月1日・一部改正》 《平成31年1月1日・一部改正》 《平成31年2月1日・一部改正》 《令和元年10月1日・施行 平成31年4月1日・適用》 《令和3年4月1日・一部改正》 《令和3年7月1日・一部改正》 《令和4年1月1日・一部改正》 《令和4年4月1日・一部改正》 《令和4年11月1日・一部改正》</p>

旧 (改正前)	
別表	
援助費目及び援助額	
費目	援助額
	小学校
	中学校
学用品費 ※1	1年生※2 2,630円 2年～6年 11,630円
通学用品費※3	2年～6年 2,270円
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5 1年生※6 51,440円 6年生※7 64,800円
校外活動費 (宿泊なし) ※8	1,600円
校外活動費 (宿泊あり) ※8	3,690円
修学旅行費※8	22,690円
修学旅行積立費※8	—
通学費	実費額
学校給食費 ※中学校給食并当代含む	実費額
オンライン学習通信費※10	11,880円 (月額990円)
	11,880円 (月額990円)
	60,910円
	60,910円
	実費額
	実費額
	11,880円 (月額990円)
	11,880円 (月額990円)

新 (改正案)	
別表	
援助費目及び援助額	
費目	援助額
	小学校
	中学校
学用品費 ※1	1年生※2 1,630円 2年～6年 11,630円
通学用品費※3	2年～6年 2,270円
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5 1年生※6 54,060円 6年生※7 64,800円
校外活動費 (宿泊なし) ※8	1,600円
校外活動費 (宿泊あり) ※8	3,690円
修学旅行費※8	22,690円
修学旅行積立費※8	—
通学費	実費額
学校給食費 ※中学校給食并当代含む	実費額
オンライン学習通信費※10	11,880円 (月額990円)
	11,880円 (月額990円)
	60,910円
	60,910円
	実費額
	実費額
	11,880円 (月額990円)
	11,880円 (月額990円)

備考

別表中の用語については、次のとおりとする。

※1 通常必要とする学用品 (児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品) の購入費とする。

※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額(小学校1年生は10,000円、中学校1年生は17,000円)を加えた額とする。

※3 通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等)の購入費とする。

※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品 (ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等) の購入費とする。

※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。

※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。

※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。

※8 校外活動費 (宿泊なし)、校外活動費 (宿泊あり) は、上記金額を上限額とし、修学旅行費及び修学旅行積立費については、その合算額として60,910円を上限とする。

※9 修学旅行費は、他の扶助費や補助金等により、当該費用が既に支給されている場合は、その支給額分を除く。

※10 オンライン学習通信費は、上記金額を上限額とし、海老名市教育用Wi-Fiルーターの貸出しを受けている児童生徒の保護者に対して、ルーター1台につき、月額に通信契約月を乗じた額を支給する。

海老名市スクールライフサポート実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学することが困難と認められる児童、生徒及び就学予定者の保護者に対し、スクールライフサポートとして就学に必要な援助費（以下「援助費」という。）を支給することについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この要綱による援助費の支給の対象者（以下「対象者」という。）は、海老名市内に居住し、海老名市立小学校及び海老名市立中学校に在学する児童生徒（以下「児童生徒」という。）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第5条第1項の規定により翌学年の初めから海老名市立小学校に就学する予定の者（以下「就学予定者」という。）の保護者（施行令第9条第1項に規定する区域外就学（以下「区域外就学」という。）を海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が許可した者を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 申請する年度において、次のいずれかに該当する者。ただし、申請時において、次の事由の当該年度の決定がなされていない場合には、前年度の各事由の決定をもって該当する者とする。

ア 生活保護法第26条に基づき保護の停止又は廃止となった者（世帯員の増加による保護の停止又は廃止を除く。）

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づき市町村民税非課税の者

ウ 地方税法第323条に基づき市町村民税が減免されている者

エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づき国民年金の保険料が減免されている者

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づき国民健康保険料が減免又は徴収猶予となっている者又は地方税法第717条の規定により国民健康保険税が減免されている者若しくは地方税法第15条第1項の規定により国民健康保険税

にかかる徴収猶予を受けている者

カ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条に基づき児童扶養手当の支給を受けている者

キ 日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(2) 申請する年度の前年における世帯の所得が、生活保護法による海老名市の申請する年度の前年度における保護の基準に基づき算定した年間の最低生活費の 1.4 倍以下の者

(3) 前号の規定にかかわらず、教育委員会は、世帯の所得が著しく減少したことにより、申請する年度の前年所得金額を用いて適否を決定することが適切でない認められるときは、当該世帯の申請時点における所得状況により適否を決定する。

(援助の費目及び援助額)

第 3 条 援助の費目及び援助額は別表のとおりとする。

2 援助の費目のうち学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒学用品費等については、年度当初に第 5 条第 1 項の規定により支給の認定を受けた者（以下「認定者」という。）のみを支給対象とする。

3 前項の規定に関わらず、就学予定者については教育委員会の指定する期日までに支給の認定を受けたものを支給対象とする。

4 援助の費目のうち通学費については、施行令第 8 条に規定する指定学校変更及び区域外就学を教育委員会が認めた者には支給しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合には支給することができる。

(申請)

第 4 条 援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市スクールライフサポート申請書（第 1 号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて所属学校長（以下「校長」という。）を經由して教育委員会に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定に関わらず、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を受けようとするときは、教育委員会に直接申請しなければならない。

3 申請者は、教育委員会が指定する日までに第 4 条第 1 項の規定による申請をしなければ

ならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(支給認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは支給認定の可否を決定する。

2 前項の規定により支給の認定をしたときは、海老名市スクールライフサポート認定通知書(第2号様式)により校長を経由して認定者に通知するものとする。この場合において、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を認定したときは、認定者に直接通知するものとする。

3 前項の規定により支給の認定をした者のうち、第2条第1項第2号に規定した事由に基づき認定し、かつ、当該年度の市民税課税確定前に認定をした者は、市民税課税確定後に再審査を行い、再度支給認定の可否を決定する。

(支給の手続)

第6条 教育委員会は、認定者の指定する口座への振込又は校長を経由した認定者への金銭給付によって援助費を支給する。

2 教育委員会は、支給内容を認定者及び校長に対し通知する。

3 認定者は、校長を経由した金銭給付を希望する場合は、あらかじめ校長に対する委任状を教育委員会に提出しなければならない。

4 金銭給付の場合は、校長は領収書を作成し、認定者の受領を証明しなければならない。

(援助費の再支給)

第7条 援助費の再支給は行わない。ただし、災害等やむを得ない理由があると教育委員会が認める場合は、必要の範囲内で再支給することができる。

(変更の届出等)

第8条 認定者は、第4条第1項の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。この場合において、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を受けた者は、教育委員会に直接届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、スクールライフサポートの継続

について再審査の要否を判断するものとする。この場合において、再審査が必要と判断したときは、認定者に再審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(取消し及び返還)

第9条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 援助費を本来の目的以外に使用したとき。
- (3) 第2条第1項第2号の規定で認定をした者が、同号の規定に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により援助費の支給認定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に援助費が支給されているときは、その返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

《平成29年4月1日・制定》

《平成30年1月1日・一部改正》

《平成31年1月1日・一部改正》

《平成31年2月1日・一部改正》

《令和元年10月1日・施行 平成31年4月1日・適用》

《令和3年4月1日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

《令和4年1月1日・一部改正》

《令和4年4月1日・一部改正》

《令和4年11月1日・一部改正》

《令和5年4月1日・一部改正》

別表

援助費目及び援助額

費目	援助額			
	小学校		中学校	
学用品費 ※1	1年生※2	1,630円	1年生※2	5,730円
	2年～6年	11,630円	2年・3年	22,730円
通学用品費※3	2年～6年	2,270円	2年・3年	2,270円
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5	54,060円	1年生※6	64,800円
	1年生※6	64,800円		
	6年生※7	64,800円		
校外活動費（宿泊なし）※8	1,600円		2,310円	
校外活動費（宿泊あり）※8	3,690円		6,210円	
修学旅行費※8	22,690円		60,910円	
修学旅行積立費※8	—		60,910円	
通学費	実費額		実費額	
学校給食費 ※中学校給食弁当代含む	実費額		実費額	
オンライン学習通信費※10	11,880円(月額990円)		11,880円(月額990円)	

備考

別表中の用語については、次のとおりとする。

- ※1 通常必要とする学用品（児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品）の購入費とする。
- ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は10,000円、中学校1年生は17,000円を加えた額とする。
- ※3 通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。
- ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。
- ※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。
- ※8 校外活動費（宿泊なし）、校外活動費（宿泊あり）、上記金額を上限額とし、修学旅行費及び修学旅行積立費については、その合算額として60,910円を上限とする。
- ※9 修学旅行費は、他の扶助費や補助金等により、当該費用が既に支給されている場合は、その支給額分を除く。
- ※10 オンライン学習通信費は、上記金額を上限額とし、海老名市教育用Wi-Fiルーターの貸出しを受けている児童生徒の保護者に対して、ルーター1台につき、月額に通信契約月を乗じた額を支給する。

第1号様式(第4条関係) その1

海老名市スクールライフサポート申請書

(宛先)海老名市教育委員会

年 月 日

住 所 _____
 申請者 氏 名 _____
 (保護者) 電話(自宅) () _____
 電話(携帯) () _____

次のとおり、スクールライフサポートを受けたいので海老名市スクールライフサポート実施要綱第4条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。なお、認定事務には世帯状況や、児童扶養手当の支給状況、税務資料等の確認行為が伴うことを承諾します。

また、世帯状況の変化や、所得額の更正などにより、援助費の受給額に余剰を生じた場合は、速やかに返還することを誓約します。

(※)海老名市教育委員会より支給される援助費のうち、学校給食費(中学校はミルク給食のみ)を、海老名市に、また、給食弁当の料金及び修学旅行積立費を業者に直接支払うことに同意します。また、援助費の額に変更があったときは海老名市で精算することに同意します。

※学校給食費、給食弁当の料金及び修学旅行積立費の直接払いは、ご本人の同意に基づいて行います。同意されない場合は、上記「(※)海老名市教育委員会より……同意します。」の部分に二重線で削除してください。同意されない場合には、支払いが確認できた後に支給します。

援助を受けたい児童生徒名 ※兄弟姉妹が同じ学校に在籍している場合には1枚での申請が可能です。 ※兄弟姉妹でも、小学生と中学生は別用紙で申請してください。	(フリガナ)	生年月日	学校名 (新)学年	年	小 中 学 校
		平成 年 月 日		年	
	(フリガナ)	生年月日		年	
		平成 年 月 日		年	

世帯の状況(お子さんと生計を共にする方全員) ※援助を受けたい児童生徒を除く	フリガナ	児童生徒から見た続柄	生年月日(年齢)	勤務先名称(パート・非常勤含む)又は在学学校名・在園名、学年等	所得の有無 ※カッコ内に税申告上の扶養者名を記入してください。
	氏名				有・無 ()
			明・大・昭・平・令 ・ (歳)		有・無 ()
			明・大・昭・平・令 ・ (歳)		有・無 ()
			明・大・昭・平・令 ・ (歳)		有・無 ()
			明・大・昭・平・令 ・ (歳)		有・無 ()
			明・大・昭・平・令 ・ (歳)		有・無 ()
			明・大・昭・平・令 ・ (歳)		有・無 ()

◎ 市県民税課税状況閲覧の同意について

※ 上記「世帯の状況」欄の世帯員のうち、16歳以上の全ての方の署名をお願いします。

※ 年 月 日に海老名市に住民票の無い方は、海老名市での課税状況確認ができませんので、年分の所得のわかる書類(源泉徴収票や 年度市県民税課税証明書等。コピー可。)の添付が必要です。なお、市県民税課税証明書は概ね6月以降に 年 月 日に住民票のあった市(区町村)で取得できます。

スクールライフサポートの認定事務に必要な、私の市県民税の課税情報について、海老名市教育委員会が課税台帳を確認することに同意します。

氏名 _____ 氏名 _____ 氏名 _____

氏名 _____ 氏名 _____ 氏名 _____

第1号様式(第4条関係) その2

◎ 援助費の振込先口座				
※前年度にスクールライフサポートを受けている方は、できるだけ同じ口座にしてください。 ※ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、通帳を確認し、必ず振込用の口座番号を記入してください。 ※学校から現金での受取を希望する場合は、口座番号を記入せず、別途委任状を提出してください。				
金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 信用組合 ・ 農協	本店 ・ 支店 本所 ・ 支所	種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
フリガナ		金融機関コード	支店コード	口座番号(7ケタ)
口座名義人 (保護者に限る)				
◎ スクールライフサポートの受給状況	<input type="checkbox"/> 前年度受けていた <input type="checkbox"/> 受けたことがある(年度) <input type="checkbox"/> 今回初めて申請した <input type="checkbox"/> 他市区町村で受けていた 【 年度、 市・区・町・村】			
申請理由	<input type="checkbox"/> 生活保護を受けていた。(年 月 日 停止 ・ 廃止) ※婚姻等による廃止では、認定できませんので、別の理由にて申請してください。 <input type="checkbox"/> 市民税の減免を受けている。※非課税世帯とは異なります。(※減免決定通知書(コピー)の添付が必要です。) <input type="checkbox"/> 国民年金保険料や国民健康保険税の減免等を受けている。(※減免決定通知書等(コピー)の添付が必要です。) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の支給を受けている。【児童扶養手当証書番号 第 】 (※児童扶養手当は、「児童手当」、「特別児童扶養手当」ではありません。) <input type="checkbox"/> 災害()により避難してきたため。 <input type="checkbox"/> 職業が不安定で生活が苦しい、その他。(理由や生活状況を具体的に記入してください)			
◎ 住居について	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> マンション・アパート <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 家賃月額 円 ※賃貸の場合には賃貸借契約書等のコピーの提出が必要です。(所得審査の方のみ) <input type="checkbox"/> その他 () ※住宅貸付資金返済のための住宅ローン等ではありません。 ※親族等に部屋代として支払っている場合は賃貸に含まれません。			
◎ 認定された場合の第1回支給時期の希望について(任意記入)	<input type="checkbox"/> 審査の結果、認定となった場合、4月中の第1回目の支給を希望します。 ※4月中の支給を希望される場合には、 年 月 日 () までに必要な書類を添付のうえ、申請する必要がございますのでご注意ください。 ※所得審査が必要な方については、所得がわかる書類(源泉徴収票等)が必要となります。何らかの事情により添付ができない場合には、就学支援課までご相談ください。 ※市民税課税確定後(6月)に再審査をします。その結果、所得が認定基準額を超えた場合は、すでに支給済の援助費を返還していただきますので、あらかじめご了承ください。			

※※※ 学校使用欄 ※※※

◀ スクールライフサポート実施に伴う学校長所見 ▶ 当該児童生徒のスクールライフサポートの申請を認める。

特記事項

当該申請者について、上記のとおり報告します。

年 月 日

海老名市立

学校

海老名市教育委員会 殿

校長

※※※ 教育委員会使用欄 ※※※

- | | | | | |
|------------------------------|-----------------------------|---|---|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 認定 | (| . | . |) |
| <input type="checkbox"/> 当初 | <input type="checkbox"/> 追加 | | | [生保
減免
児扶
所得
他() |
| <input type="checkbox"/> 継続 | <input type="checkbox"/> 新規 | | | |
| <input type="checkbox"/> 非認定 | | | | |

様



海老名市教育委員会

スクールライフサポート 認定通知書

受給申請のありました、令和 年度スクールライフサポートについて、審査の結果、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|----------|
| 1 | 学校名 | 学校 |
| 2 | 学年・児童生徒名 | |
| 3 | 認定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 4 | 費目一覧 | |

(教示)

《注意事項》

- ① 認定後に、申請した時と世帯（家族）状況や住所が変わった場合は、お子さんが通学している学校または就学支援課へ申し出をしてください。
- ② 年度途中において経済状況の好転による辞退または市外転出などによりスクールライフサポートを必要としなくなったときは、スクールライフサポートを解除します。
- ③ 虚偽の申請をして認定を受けたときは、スクールライフサポートの認定を取り消します。
- ④ スクールライフサポートは、学校の集金を免除するものではありません。月々の学校納入金は必ず支払ってください。
- ⑤ スクールライフサポート申請書は、毎年度、申請が必要です。
- ⑥ 認定後、当該年度の市民税課税確定後に再審査を行った結果、否認となった場合は、認定を解除し、支給済みの援助費を返還していただきます。

【問い合わせ】

担 当 課 海老名市教育委員会 就学支援課
電 話 番 号 046-235-4918（直接）

海老名市教育委員会指令第 号
年 月 日

様



海老名市教育委員会

スクールライフサポート 否認定通知書

先に申請のありました、令和 年度海老名市スクールライフサポート申請につきましては、審査の結果、下記理由により否認定となりましたので通知します。

記

学 校 名 学校
学 年
児童生徒氏名
判 定 理 由

(教示)

【問い合わせ】
担 当 課 海老名市教育委員会 就学支援課
電 話 番 号 046-235-4918 (直接)

報告第12号

中学校給食実施検討会の設置について

中学校給食実施検討会の設置について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和5年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

中学校給食の完全実施に向けて、在り方について検討するため、中学校給食実施検討会を設置したため

中学校給食実施検討会の設置について

中学校給食の完全実施に伴う給食費の設定及び地産地消食材の選定等を含む学校給食献立の方向性並びに保護者負担軽減全般の在り方について検討するため、次のとおり中学校給食実施検討会を設置したことから、概要を報告する。

1 所掌事務

- (1) 中学校給食における給食費の設定等に関すること
- (2) 学校給食献立（地産地消食材の選定等）に関すること
- (3) 学校に関する費用の保護者負担の在り方に関すること

2 検討会委員

次に掲げる者のうちから、教育委員会が指名する。(15名以内)

- (1) 海老名市立小中学校代表
- (2) 食の創造館栄養教諭・栄養士等
- (3) 農業関係者代表
- (4) 海老名市立小中学校保護者代表
- (5) 教育部長

※詳細は別添資料1のとおり

3 今後のスケジュール

令和5年4月12日 第1回会議

以降、令和5年10月まで毎月開催予定

※詳細は別添資料2のとおり

4 設置根拠

中学校給食実施検討会設置要領（令和5年4月1日施行）

※詳細は別添資料3のとおり

令和5年度 中学校給食実施検討会 委員名簿

資料1

委員					
No.	氏名	役職	所属	役職等	連絡先
1	小林 丈記	学校関係	東柏ヶ谷小学校	校長	東柏ヶ谷小学校
2	梶山 博考	学校関係	海老名中学校	校長	海老名中学校
3	金 佳孝	学校関係	柏ヶ谷中学校	教頭	柏ヶ谷中学校
4	遠藤 晶子	学校関係	今泉中学校	教務担当	今泉中学校
5	八並 晴香	学校関係	大谷中学校	食育担当	大谷中学校
6	山内 優里	栄養士等	就学支援課	栄養教諭	食の創造館
7	石川 栄一	農業関係	生産者（トマト）	生産者	自宅等
8	田中 由美野	保護者代表	海西中学校	保護者	自宅等
9	西海 みゆき	保護者代表	有馬中学校	保護者	自宅等
10	鈴木 佳子	保護者代表	柏ヶ谷小学校	保護者	自宅等
11	中込 明宏	行政	教育委員会	教育部長	こどもセンター

事務局					
No.	氏名	役職	所属	役職等	連絡先
1	山田 圭	事務局	就学支援課	参事兼 就学支援課長	こどもセンター
2	山崎 淳	事務局	就学支援課	学校給食 担当課長	こどもセンター
3	加藤 謙次	事務局	就学支援課	健康給食係長	こどもセンター
4	知見 秀美	事務局	就学支援課	主幹兼 指導主事	こどもセンター

※中学校給食実施検討会設置要領～案～第6条（関係者の出席等）の関係機関として農業支援センター【地産地消】や就学支援課就学支援係【保護者負担軽減】等を想定。

令和5年度 中学校給食実施検討会年間スケジュール

資料2

実施回	日時		会場	予定案件
第1回	令和5年4月12日	(水)	こどもセンター 3階 301会議室	①検討会年間スケジュール ②中学校給食完全実施準備状況 ③中学校給食費設定等について ④給食献立(地産地消等)について ⑤保護者負担の在り方について
第2回	令和5年5月29日	(月)	こどもセンター 2階 201会議室	①中学校給食費設定等について ②給食献立(地産地消等)について ③保護者負担の在り方について
第3回	令和5年6月●日	(●)	こどもセンター ()	①中学校給食費設定等について ②給食献立(地産地消等)について ③保護者負担の在り方について
第4回	令和5年7月11日	(火)	こどもセンター 2階 201会議室	①中学校給食費設定等について ②給食献立(地産地消等)について ③保護者負担の在り方について
第5回	令和5年8月●日	(●)	こどもセンター ()	①中学校給食費設定等について ②給食献立(地産地消等)について ③保護者負担の在り方について
第6回	令和5年9月●日	(●)	こどもセンター ()	①中学校給食費設定等について ②給食献立(地産地消等)について ③保護者負担の在り方について
第7回	令和5年10月●日	(●)	こどもセンター ()	①中学校給食費設定等について ②給食献立(地産地消等)について ③保護者負担の在り方について

※食の創造館増築棟竣工後(令和6年1月以降)検討会委員には新施設の内覧を予定。

中学校給食実施検討会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中学校給食の完全実施に伴う給食費の設定及び地産地消食材の選定等を含む学校給食献立の方向性並びに保護者負担軽減全般の在り方について検討するため、中学校給食実施検討会（以下「検討会」という。）を設置し、検討会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中学校給食における給食費の設定等に関すること。
- (2) 学校給食献立（地産地消食材の選定等）に関すること
- (3) 学校に関する費用の保護者負担の在り方に関すること

(組織)

第3条 検討会は、会員15名以内をもって組織する。

2 検討委員会の委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が指名する。

- (1) 海老名市立小中学校代表
- (2) 食の創造館栄養教諭・栄養士等
- (3) 農業関係者代表
- (4) 海老名市立小中学校保護者代表
- (5) 教育部長

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長には教育部長を、副会長には海老名市立小中学校代表をもってこれに充てる。

3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 検討会の会議は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要と認めた場合又は急施を要する場合は、書類の回議をもって検討会の会議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 検討会において議論した事項については、教育委員会で決定し、市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、就学支援課において処理する。

(解散)

第9条 検討会は、その目的を達成したとき解散するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、検討会の解散をもって効力を失う。

報告第13号

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定について

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和5年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱を制定したため

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定について

1 趣旨

海老名市立小中学校が実施する修学旅行等において、災害等の影響により、修学旅行等を中止、延期及び不参加とした場合に発生したキャンセル料について、児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するため、標記補助金交付要綱を制定したことから、報告する。

2 補助対象者

海老名市立小中学校が実施する修学旅行等に参加申し込みをしたが、災害等の影響により中止、延期及び不参加となった児童生徒の保護者

3 補助金額

中止、延期及び不参加とした場合は(1)～(3)を上限としてキャンセル料と同額を交付

- (1) 小学校5年生の児童一人当たり 14,000円
- (2) 小学校6年生の児童一人当たり 10,000円
- (3) 中学校3年生の生徒一人当たり 15,000円

4 制定した要綱

別紙のとおり

5 施行日

令和5年4月1日

6 経過

- 令和5年3月16日 政策会議 決定
- 3月24日 最高経営会議 決定
- 4月1日 施行
- 4月21日 定例教育委員会に報告

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小中学校（以下「小中学校」という。）が実施する修学旅行等を災害等の理由により中止、延期及び不参加とした場合に発生するキャンセル料に対し、補助金を交付することにより児童生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 修学旅行等 小中学校が教育課程に基づき実施する修学旅行及び野外教育活動をいう。
- (2) 不参加 災害等に配慮するため、保護者が児童生徒を修学旅行等に参加させないことをいう。
- (3) キャンセル料 修学旅行等を中止、延期及び不参加としたことに伴い発生する、旅行者へ支払う違約金、交通費・宿泊費等の追加料金、及びその他市長が必要と認める経費をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、小中学校が実施する修学旅行等に参加申込みをしていた児童生徒の保護者とする。

(交付の対象)

第4条 交付の対象は、修学旅行等の中止、延期及び不参加に伴い発生するキャンセル料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める経費の実費相当額とし、上限額を次のとおりとする。

(1) 小学校5年生の児童一人当たり 14,000円

(2) 小学校6年生の児童一人当たり 10,000円

(3) 中学校3年生の生徒一人当たり 15,000円

(交付申請)

第6条 交付申請は、補助金の交付を受けようとする保護者が、児童生徒が参加する申込みをしていた修学旅行等の実施代表者（学校長）に委任するものとし、委任を受けた者（以下「申請者」という。）は、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、交付を行うことを決定した時は、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付請求書（第3号様式）により、市長に請求しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定を取消し又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

海老名市長 殿

申請者 所在地

学校名

代表者

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付申請書

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金の交付を受けたいので、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請いたします。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 修学旅行等の実施日又は実施を中止・延期とした日
年 月 日（ 実施・延期・中止 ）
- 3 修学旅行等を、中止、延期及び不参加とした理由
理由：
- 4 添付書類
 - (1) キャンセル料の金額を証する書類
 - (2) 参加申込みをしていた児童生徒の名簿
 - (3) 保護者からの委任状
 - (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

様

海老名市長

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付について、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

補助金交付決定額

円

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所在地

学校名

代表者

印

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付請求書

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金として、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求いたします。

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名：

支店名：

預金種別：普通預金

口座番号：

口座名義人：

カナ： _____

報告第14号

海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱の一部改正について

海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和5年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱の一部改正を行ったため

海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱の一部改正について

1 改正理由

海老名市中学校体育連盟が実施する大会等の事業は、関東大会や全国大会等、上位の大会へ繋がる大会であり、全国の不特定多数の参加者と接触機会があり、競技中のマスク着用は緩和されている一方で、手指消毒や用具等の消毒などの感染症対策については、徹底して行われる必要がある。

前述の感染症対策を徹底することにより、当該団体が実施する大会等の事業を安全・安心に実施し、生徒の健全育成及び体育実技の向上を図るため、海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱を一部改正したので、報告する。

2 改正内容

補助金の額

改正前	改正後
880,000 円の額を超えない範囲内において予算で定める額	930,000 円を超えない額

3 補助対象者

海老名市中学校体育連盟の会長

4 新旧対照表及び要綱

別紙のとおり

5 施行日

令和5年4月1日

6 経過

令和5年3月16日 政策会議 決定
3月24日 最高経営会議 決定
4月1日 施行
4月21日 定例教育委員会 報告

海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱</p> <p>第1条 <略></p> <p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助対象者は、<u>海老名市中学校体育連盟</u>の会長とする。</p> <p>第3条 <略></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>930,000円を超えない額</u>とする。</p> <p>以下 <略></p>	<p>海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱</p> <p>第1条 <略></p> <p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助対象者は、<u>海老名市中学校体育連盟</u>の会長とする。</p> <p>第3条 <略></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>880,000円の額を超えない範囲内において、予算で定める額</u>とする。</p> <p>以下 <略></p>

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生徒の健全育成及び体育実技の向上を図るため、海老名市中学校体育連盟が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、海老名市中学校体育連盟の会長とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、海老名市中学校体育連盟が当該年度に実施する市内競技大会、研究推進活動等の事業に係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、930,000円を超えない額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市中学校体育連盟事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市中学校体育連盟事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに

海老名市中学校体育連盟事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に速やかに補助金を交付する。

（事業の変更等）

第8条 補助事業者は、交付決定を受けた事業内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市中学校体育連盟事業補助金交付（変更・中止）申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは承認し、速やかに海老名市中学校体育連盟事業補助金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知する。

（報告及び指示）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市中学校体育連盟事業補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長に報告しなければならない。

- （1） 事業実績内訳書
- （2） 収支決算書
- （3） その他市長が必要と認めた書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額の確定し、速やかに海老名市中学校体育連盟

事業補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知する。

（書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

（責務）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率運用を図らなければならない。

（決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

《平成10年4月1日・制定》

《平成22年4月1日・一部改正》

《平成29年4月1日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

海老名市長 殿

申請者 所在地

団体名 海老名市中学校体育連盟

代表者 会長

海老名市中学校体育連盟事業補助金交付申請書

海老名市中学校体育連盟事業補助金の交付を受けたいので、海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請いたします。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
- 4 その他参考となる資料

海老名市中学校体育連盟

会長 様

海老名市長

海老名市中学校体育連盟事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市中学校体育連盟事業補助金の交付について、海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還を命ずることがある。
- (4) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うものとする。

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

団体名 海老名市中学校体育連盟

代表者 会長 印

海老名市中学校体育連盟事業補助金交付請求書

海老名市中学校体育連盟事業補助金として、海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求いたします。

1 請求額 円

2 振込先 金融機関名 (銀行・金庫・組合) (支店・支所)

口座番号 普・当 No.

口座名義 (カタナ)

海老名市長 殿

申請者 所在地

団体名 海老名市中学校体育連盟

代表者 会長

海老名市中学校体育連盟事業補助金交付（変更・中止）申請書

年 月 日付で交付決定を受けた海老名市中学校体育連盟事業補助金について、次のとおり（変更・中止）したいので、海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、申請します。

1 （変更・中止）の内容

事業名	（変更・中止）前	（変更・中止）後

2 （変更・中止）の理由

3 既交付決定額 円

4 （変更・中止）後の交付申請額 円

海老名市中学校体育連盟

会長 様

海老名市長

海老名市中学校体育連盟事業補助金交付（変更・中止）決定通知書

年 月 日付けで補助金の交付決定した海老名市中学校体育連盟事業補助金について、海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり（変更・中止）決定したので通知します。

1 補助金（変更・中止）となった理由

2 補助金交付変更決定額 円

3 補助条件

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- (2) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うものとする。

海老名市長 殿

所在地

団体名 海老名市中学校体育連盟

代表者 会長

海老名市中学校体育連盟事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた海老名市中学校体育連盟事業補助金に係る事業が完了したので、海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

- 1 補助金名 海老名市中学校体育連盟事業補助金
- 2 事業期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績内訳書
 - (2) 収支決算書
- 4 事業の成果

年 月 日

海老名市中学校体育連盟

会長 様

海老名市長

海老名市中学校体育連盟事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった海老名市中学校体育連盟事業補助金について、海老名市中学校体育連盟事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額が確定したので通知します。

1	補助対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	精算額	円

議案第17号

令和5年度（令和4年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について

別紙のとおり、令和5年度（令和4年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について、議決を求める。

令和5年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和5年度（令和4年度対象）教育委員会事務の点検・評価を実施するにあたり、実施方針及び評価対象を定めたいため

令和5年度（令和4年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針 及び評価対象について

1 趣旨

令和5年度（令和4年度対象）教育委員会事務の点検・評価を実施するにあたり、実施方針及び評価対象を決定したい。

2 実施方針案

別紙のとおり

3 評価対象事業

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定した「海老名市教育大綱」に掲げられている、教育施策の3つの柱として位置付けた14事業を点検・評価対象としたい。

なお、点検・評価を行う事業の目的及び内容については、その進捗状況等に応じて適宜見直しを図ることとする。

海老名市教育大綱

海老名市の教育、学術及び文化芸術に関する総合的な施策の大綱

4 点検・評価の方法

評価対象となる取組を担当課が自己評価し、外部評価者による評価（知見の活用）を経て、教育委員会が総合的に点検・評価する。

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(案)

令和5年度（令和4年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針

令和5年度（令和4年度対象）の点検・評価を行うにあたり、下記のとおり実施するものとする。

1 目的

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく。

2 評価対象とする施策・事業について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定した「海老名市教育大綱」に掲げられている、教育施策の3つの柱として位置付けた1.4事業を点検・評価対象としたい。

なお、点検・評価を行う事業の目的及び内容については、その進捗状況等に応じて適宜見直しを図ることとする。

3 点検・評価方法について

P D C Aサイクルに則り、評価対象の事業についての目的・計画（= P L A N）に対する実績（= D O）を比較し、担当課評価を行う。

外部評価者から施策及び主な事業に対する意見を聴取し、これを取りまとめる。

教育委員会は、担当課評価と外部評価者の意見を踏まえ、総合的に点検・評価を行う。（= C H E C K）

教育委員会による総合的な評価を踏まえ、改善事項を記載し、次年度の取組に反映させる。（= A C T）。

各事業の評価について

各事業について、「A」「B」「C」の3段階での評価を行い、あわせて、課題や今後の方向性を踏まえた上で、コメントを記載します。

更に、進捗状況についても評価を行い、次年度への取組について拡大・継続・縮小等により方向性を示します。

また、それらを踏まえた上で、教育委員会としての総合的な評価を記載します。

なお、3段階の評価の目安は以下のとおりです。

- A 目的・計画を上回る成果が表れている。
- B 目的・計画どおりの成果が表れている。
- C 目的・計画した成果が表れていない。

4 外部知見の活用

「えびなっ子しあわせ懇談会委員」に依頼する。

委員	備考
高村 恵	元海老名市立中学校長
小田島 恵子	元海老名市立中学校PTA会長
掛川 忠良	学識経験者
横田 淳子	元海老名市立小学校教頭
三田 英樹	元海老名市立中学校PTA会長

5 議会への提出及び市民への公表

9月下旬ごろ提出を予定。

その後、ホームページ及び情報公開コーナーに配架し、公表する。

6 スケジュール（予定）

4月21日	方針及び対象事業の決定（教育委員会定例会）
4月下旬～5月下旬	担当課評価の作成・取りまとめ
6月上旬～7月上旬	外部知見の活用（えびなっ子しあわせ懇談会）
7月中旬～8月中旬	教育委員会の評価
8月18日	報告書の決定（教育委員会定例会）
9月20日	政策会議 報告
9月28日	最高経営会議 報告
9月29日以降	市長へ報告・市議会へ提出

※参考

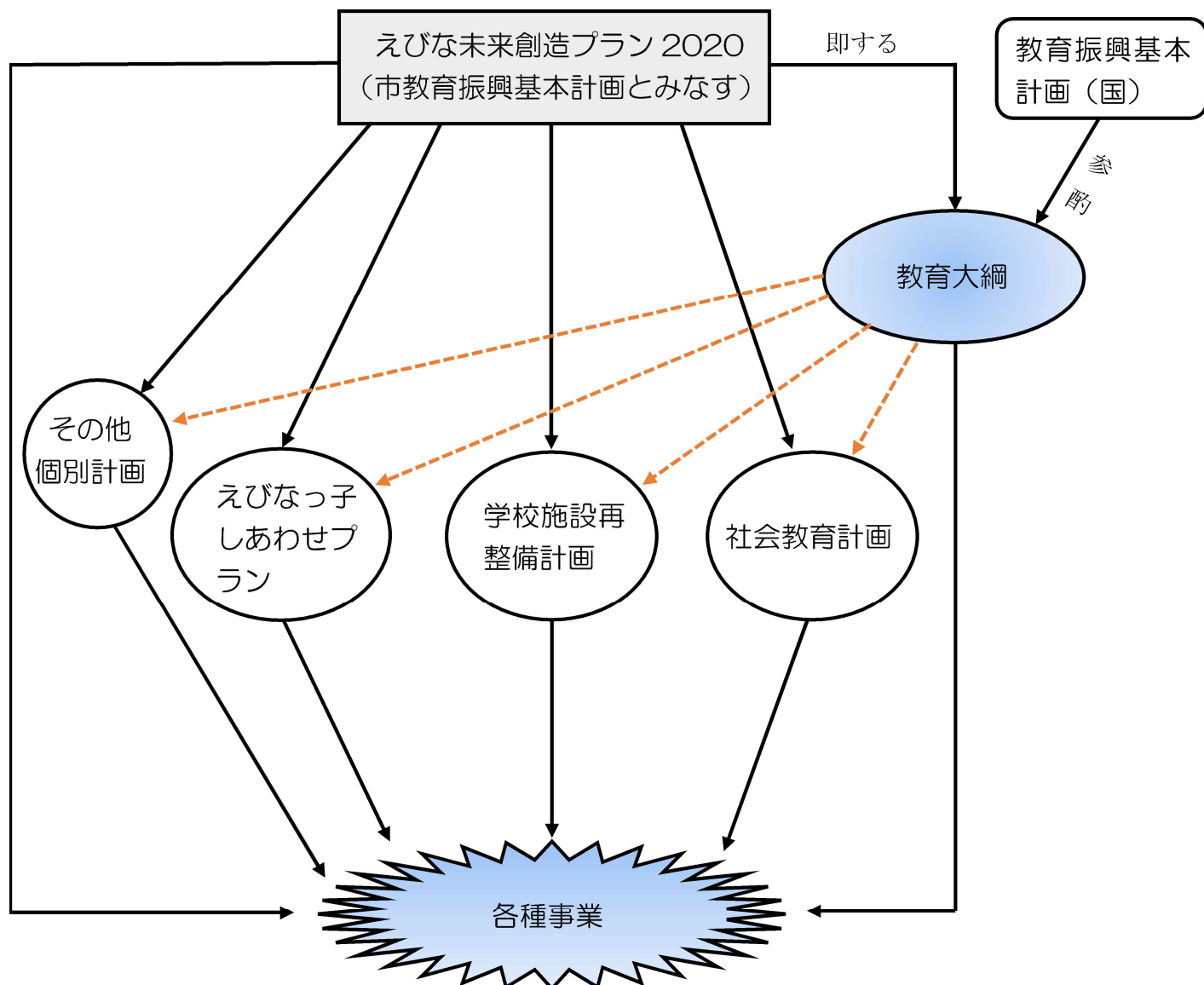
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

各種教育計画（イメージ図）



- えびな未来創造プラン2020・・・行政を運営するための最上位計画
- 海老名市教育大綱・・・・・・・・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定した、海老名市の教育、学術及び文化芸術に関する総合的な施策の大綱
- えびなっ子しあわせプラン・・・家庭・学校・地域・行政が力を合わせて取り組む教育計画
- 学校施設再整備計画・・・・・・・・・・公共施設再編（適正化）計画の分野別計画
- 社会教育計画・・・・・・・・・・教育大綱に掲げる「子どもと大人がともに成長する社会」の構築を基本目標とする計画

令和5年度（令和4年度対象）点検・評価対象事業一覧

教育施策の 3つの柱	事業名	目的	担当課	えびな未来創造プラン2020 での位置付け（めざす姿）
「えびなっしあわせプラン」の推進				
	授業改善の実践	子どもたちひとりひとりの学びを保障するべく多様な学びの場と指導・支援方法の実践により、「主体的・対話的で深い学び」を追求し、授業改善を継続します。また、今日的な教育課題である、プログラミング教育、外国語教育、キャリア教育などを実践し、学校ICTを有効に活用します。さらに、市教育委員会として、実践のために必要な学校へのサポートを行います。（予算確保や環境整備、教職員向けの研修など）	教育支援課	⑤教職員の主体的な研究活動を支援するとともに、教職員に対する効果的な研修を実施することにより、教育指導・支援の充実が図られています。 ④学習指導要領の内容を踏まえ、ICT機器の活用による児童生徒の情報活用能力の育成が図られています。 ⑥児童生徒の英語による自己表現力や、コミュニケーション力を伸ばし、グローバル化に対応できる人材を育成しています。
	教育支援体制の充実	「多様な支援体制と学校体制のあり方の研究」を実施し、不登校、いじめ問題への具体的な対応策を拡充します。また、支援計画の作成や環境整備により、すべての子どもを対象とした支援教育を実践します。さらに、人材の活用を広げつつ、教育支援のためのチーム体制を整えます。	教育支援課	⑧支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	特色ある学校づくりの推進	各学校が特色ある教育活動を実践し、改善のための研究を行います。そのため、家庭・地域と連携・協働した学校運営を進めます。また、中学校区ごとのコミュニティ・スクールへ移行するための研究を行うとともに、地域から支援され応援される学校づくりをめざします。	教育支援課 学び支援課	⑦「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。 ⑨ 学校は、乳幼児から高齢者まで集い、学ぶことのできる、地域コミュニティの拠点施設となっています。
	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革	令和5年度からの地域部活動への移行に向けて、海老名市のよりよい部活動のあり方について検討・協議します。	教育支援課 就学支援課	⑦「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
子どもと大人がともに学ぶ生涯学習の充実				
	子ども・学校支援事業の実践	学校応援団や保護者、地域の協力により、えびなっしスクールの通年実施や授業実施等、更なる子ども・学校支援の充実を図ります。	学び支援課	⑦「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
	子どもと大人がともに学ぶ社会教育計画の再構築	学校応援団等、これまでの「学校を中心とした社会教育」に加え、「スポーツ」や「文化芸術」等を含む社会教育への再構築に向け、「社会教育計画の見直し」を行い、子どもを中心とした社会教育の更なる充実を図ります。	学び支援課	⑩子どもたちの社会教育活動の充実を図るため、補助支援を継続しつつ、自発的な活動を支援しています。
	生涯学習講座の充実	広く市民の学びの場、交流の場として、市民講座「まなBINA」の充実を図ります。また、市民講座「まなBINA」の分かりやすい情報提供に取り組んでいます。	学び支援課	⑫市民の自己啓発を通して生きがいを持ち、交流の場が図られています。
	「ひろがる・つながる・みんなの図書館」への進化	市立図書館としての一体性を維持しつつ、中央図書館は利便性の高い図書館として、有馬図書館はリニューアル工事に併せてコミュニティセンターとの複合施設として、「学び」と「コミュニティ」の拠点へと進化します。	学び支援課	⑩図書館は、子どもから大人まで、多くの市民が集う「学び」と「育ち」が図られています。
	相模国分寺跡等、文化財の積極的な活用	相模国分寺跡等、文化財の保存・整備・活用とともに、歴史資料のデジタル化を進め、文化財を本市の魅力の一つとして市内外に情報発信します。	教育総務課	⑮温故館や相模国分寺跡などは、海老名駅北口などからのアクセス向上や、内容の充実により、海老名の歴史・文化財の情報発信拠点となっています。 ⑯誰もがいつでも必要な資料を閲覧できるように、歴史資料のデジタル化や積極的な公開を継続しています。

教育施策の3つの柱	事業名	目的	担当課	えびな未来創造プラン2020での位置付け(めざす姿)
新たな学校施設への取組と子育て環境の充実				
	「持続可能」で「夢」のある学校施設整備	学校施設再整備計画に基づき、「学区再編」や施設の「増築、大規模改修、長寿命化改修」を行うとともに、施設の「ユニバーサルデザイン化」「木質化」を進める等、「持続可能」で「夢」のある学校施設整備を計画的に進めます。	教育総務課 就学支援課	①学校施設の再整備などを通じ、子どもたちが安全で快適な学校で学習できるような教育環境の維持向上が図られています。
	健康・安全安心のための環境整備	子どもがいきいきと学べる学習環境と子どもがのびのびと生活できる生活環境を整備します。 ◆0歳から一貫した子育て支援を行うため、小中学校に健康管理システムを導入します。 ◆老朽化した樹木の剪定や、照明のLED化改修により、安心できれいな居心地のよい学校づくりを進めます。 ◆下校時の更なる安全確保のため、巡回パトロールの強化を図ります。	教育総務課 就学支援課	①学校施設の再整備などを通じ、子どもたちが安全で快適な学校で学習できるような教育環境の維持向上が図られています。 ⑧支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	学校給食の方向性の検討	今後の小中学校給食の方向性について、学校給食検討委員会での提言を踏まえた方針決定について検討を進めます。	就学支援課	③地産地消で安全安心かつ、栄養バランスのとれた美味しい給食が提供されています。
	義務教育に係る公費負担のあり方の検討	義務教育に係る保護者負担の軽減と学校徴収についての検討を進めるとともに、今後の修学旅行のあり方について検討を進めます。	就学支援課 教育支援課	⑧支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
	放課後児童クラブ(学童保育)の充実	学童保育クラブの「質」及び「定員」の充実を図ることで、子どもたちに安全に放課後を過ごすことができる場を提供し、保護者が安心して子どもをあずけることができる環境を整備します。	学び支援課	⑬学童保育のニーズは、今後も増加が見込まれるため、受け入れ先の確保ができるよう支援を行っています。

教育施策の3つの柱・14事業

※点検・評価を行う事業の目的及び内容については、その進捗状況等に応じて適宜見直すこととする。